

HSBCオルタナティブ・バランス・ファンド (愛称 マルチアシスト)

追加型投信 / 内外 / 資産複合 / 特殊型 (絶対収益追求型)

投資信託説明書(請求目論見書)

2024年1月10日

【発行者名】	HSBCアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金子 正幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所】	該当事項はありません

HSBCアセットマネジメント株式会社

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される請求目論見書です。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「H S B Cオルタナティブ・バランス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月9日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2024年1月10日に生じています。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。
3. 当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けます。これらの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。
4. 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

本請求目論見書は、有価証券届出書の「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」ならびに「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」の内容を記載したものです。また、本請求目論見書の巻末に、約款を添付しております。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

HSBCオルタナティブ・バランス・ファンド（「ファンド」といいます。）

愛称として「マルチアシスト」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

上記金額には、購入時の申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

発行価格(購入価額)は、購入申込受付日の翌々営業日の基準価額*とします。

* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額については、販売会社または「(12) その他」に記載の<照会先>にお問い合わせください。その他、原則として計算日(基準価額が算出される日)の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「マルチアシス」の略称で掲載されます。

(5) 【申込手数料】

申込手数料(購入時手数料)は、購入金額(購入価額に購入口数を乗じて得た額)に、3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

(6) 【申込単位】

申込単位(購入単位)は、販売会社が個別に定める単位とします。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年1月10日から2024年7月8日まで

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

ただし、後記「(12) その他 ④信託終了(繰上償還)の予定について」に記載する手続きを経て信託を終了することとなった場合、当該申込期間は2024年2月20日までとします。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の<照会先>へお問い合わせください。

販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金(購入代金)を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

購入代金は、購入金額に、購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加えた金額となります。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

①申込証拠金はありません。

②日本以外の国・地域における発行はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターシステムにより管理する制度を「投資信託振替制度」といいます。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューターシステム上の帳簿(振替口座簿)へのご記載・記録により行われますので、受益証券は発行されません。

④信託終了(繰上償還)の予定について

当ファンドにおきましては、以下の要領にて信託終了(繰上償還)を予定しております。当ファンドのご購入に際しましては、以下の点に十分ご注意ください。

(a) 繰上償還の理由

当ファンドは2020年3月24日の設定以来、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行ってまいりましたが、2023年10月31日現在の純資産総額は約0.3億円と低水準にとどまる状況が続き、受益権口数は投資信託約款の繰上償還条項(第39条第1項)に定める30億口を大きく下回り、今後も純資産総額の大幅な増加を期待することは難しいと思われまます。また、現在の市場環境下、当ファンドのリターンの大幅な改善を期待するのは難しいと考えております。したがって、受益者の皆様にご負担いただく費用等を勘案すると、運用を継続するよりも繰上償還し、お預かりした運用資産を早期に受益者の皆様にお返しすることが最善であるとの判断に至りました。

(b) 繰上償還の手続きおよび日程

書面決議の対象受益者の確定日：2024年1月12日

書面による議決権行使期限：2024年1月12日から2024年2月8日まで

書面決議の日(繰上償還可否決定日)：2024年2月9日

繰上償還(信託終了)日(予定)：2024年3月28日

この書面による決議は、2024年1月12日時点の受益者を対象とし、議決権を有する受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。なお、本決議が否決された場合には、繰上償還を行いません。

※ 2024年1月10日以降に当ファンドの購入をお申込みいただいた場合には、繰上償還にかかる書面による議決権の行使を行うことはできません。

<照会先>

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690(受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として、世界の株式、債券、通貨の指数先物等に実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な

成長を目指します

* ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。主要投資対象ファンドは、「HSBCグローバル・インベストメント・ファンド-マルチアセット・スタイルファクターズ」です。(以下、「HSBC GIF マルチアセット」といいます。)

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／内外／資産複合／特殊型（絶対収益追求型）」*に属します。

* 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型 (絶対収益追求型)

〔属性区分〕					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり	ブル・ベア型 条件付運用型
不動産投信 その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・債券・通貨の指数先物、その他デリバティブ取引)資産配分変更型)	年12回 (毎月) 日々 その他	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド ・オブ ファンズ	なし	絶対収益追求型 その他型
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「内外」は、目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「資産複合」は、目論見書または約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 補足分類による区分

「特殊型」は、目論見書または約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・債券・通貨の指数先物、その他デリバティブ取引)資産配分変更型)」は、投資対象資産による区分がその他資産(投資信託証券)で、投資信託証券への投資を通じて株式、債券、通貨の指数先物、その他デリバティブ取引のうち複数の資産に実質的に投資するもので、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3) 投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「資産複合」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「グローバル(含む日本)」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファンド・オブ・ファンズ」は、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書または約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

6) 特殊型による属性区分

「絶対収益追求型」は、目論見書または約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 主として世界の株式、債券、通貨の指数先物等に投資します。

▶ 運用にあたっては、バリュー、モメンタム、キャリーの3つの市場収益特性(スタイルファクター)に注目し、資産の買建て(ロング)および売建て(ショート)を行う複数のロング・ショート戦略を用いて運用を行うことにより、特定の市場に左右されにくい絶対収益を追求する投資信託証券(円建て/ヘッジありクラス)に投資します。

▶ 欧州の投資適格債券等を投資対象とする投資信託証券(円建て/ヘッジありクラス)にも投資します。当該投資信託証券の組入れは低位とします。

絶対収益追求とは・・・特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求をめざすことをいいます。必ずしも収益を得ることができるということを意味するものではありません。

2. 為替変動リスクの低減を図ります。

▶ 投資する投資信託証券(円建て/ヘッジありクラス)において、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産額をユーロ換算した額とほぼ同額程度のユーロ売り円買いの為替取引を行います。

3. 投資対象ファンドの運用は、HSBCアセットマネジメント内の運用会社が行います。

▶ HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

《HSBCグループおよびHSBCアセットマネジメント》

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる62の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。

委託会社が属するHSBCアセットマネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCアセットマネジメントは23の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

※上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

〔 HSBCアセットマネジメント株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。 〕

(2) 【ファンドの沿革】

2020年3月24日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

・当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことをいいます。

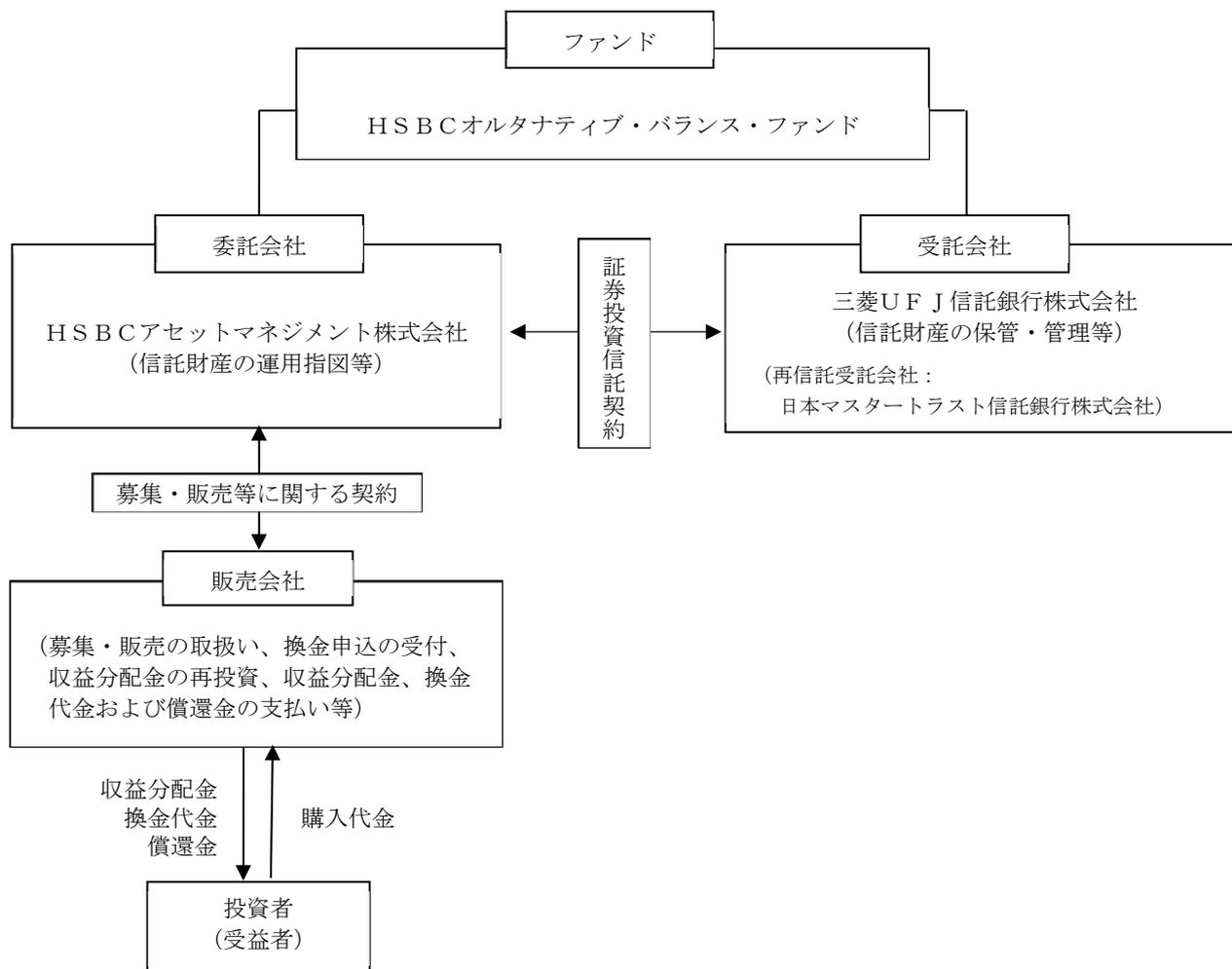
ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。



投資対象ファンドの概要につきましては、後掲の「《参考情報》当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要」をご参照ください。

(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②関係法人の概要



<委託会社が関係法人と締結している契約等の概要>

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

③委託会社の概況

1) 資本金の額(本書提出日現在)：495百万円

2) 会社の沿革

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1985年 5月27日 | ワードレイ投資顧問株式会社設立 |
| 1987年 3月12日 | 投資顧問業の登録 |
| 1987年 6月10日 | 投資一任契約にかかる業務の認可 |
| 1994年 2月17日 | エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更 |
| 1998年 4月24日 | エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 1998年 6月16日 | 証券投資信託委託業の認可 |
| 2003年 3月 1日 | HSBCアセット・マネジメント株式会社に商号変更 |
| 2005年 4月25日 | HSBC投信株式会社に商号変更 |
| 2007年 9月30日 | 金融商品取引業の登録 |
| 2021年11月 1日 | HSBCアセットマネジメント株式会社に商号変更 |

3) 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	所有比率(%)
---------	----	----------	---------

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バン キング・コーポレイション・リミテッド	香港クィーンズロード・ セントラル1番地	2,100	100.00
-------------------------------------------	-------------------------	-------	--------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、投資先投資信託証券の選定は、次の点を重視し行います。

選定基準①

投資対象国および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致していること

選定基準②

投資先投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等の観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できること

②投資態度

- 1) 主に、世界（日本を含む）の株式、債券、通貨の指数先物等に投資します。運用にあたっては、バリュウ、モメンタム、キャリーの3つの市場収益特性（スタイルファクター）に注目し、資産の買建て（ロング）および売建て（ショート）を行う複数のロング・ショート戦略を用いて運用を行うことにより、特定の市場に左右されにくい絶対収益を追求する投資信託証券（円建て／ヘッジありクラス）に投資します。
- 2) 欧州の投資適格債券等を投資対象とする投資信託証券（円建て／ヘッジありクラス）に投資します。当該投資信託証券の組入れは低位とします。
- 3) 投資対象とする投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 4) 当初設定時および償還準備に入った際、大量の設定または解約による資金動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - イ. 為替手形

②投資対象とする有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、「HSBC GIF マルチアセット」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 4) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に

限ります。)

③投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（前記②に掲げるものを除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1) から4) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

《参考情報》当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

投資対象ファンドの概要

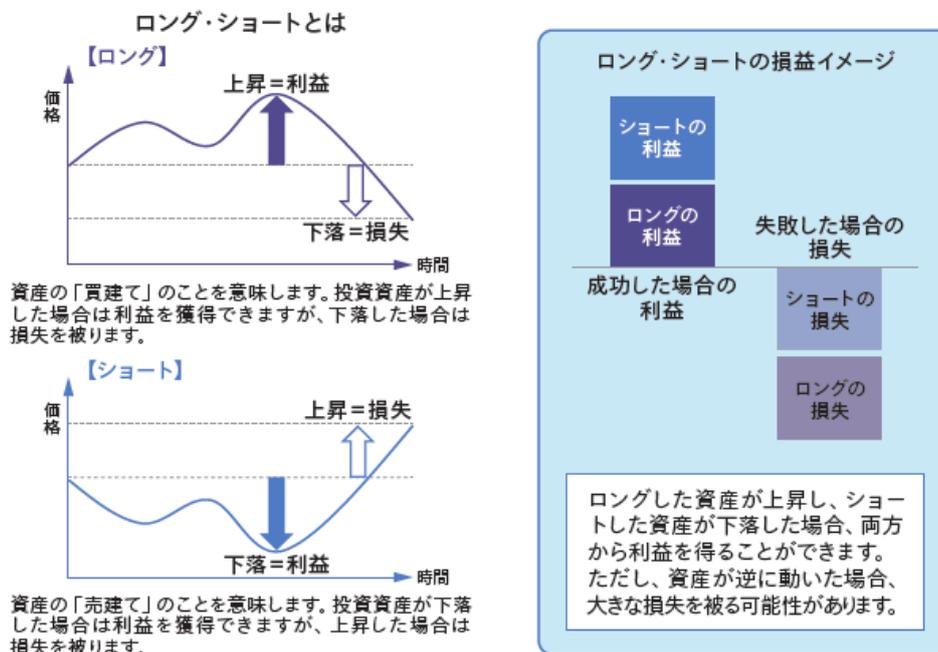
主要投資対象ファンド	
ファンド名	HSBCグローバル・インベストメント・ファンド-マルチアセット・スタイルファクターズ (HSBC GIF マルチアセット)
シェアクラス	XCHJPY(円建て/ヘッジあり)
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	主に世界の株式、債券、通貨の指数先物等に投資し、資産の買建て(ロング)および売建て(ショート)を行う複数のロング・ショート戦略を用いて運用を行うことで、特定の市場に左右されにくい絶対収益の追求を目指します。 原則として当該クラスの純資産額をユーロ換算した額とほぼ同程度のユーロ売り円買いの為替取引を行います。
主な投資対象	世界の株式、債券、通貨の指数先物等を主要投資対象とします。
決算日	年1回(毎年3月31日)
分配方針	原則として分配を行いません。
マネジメントフィー*	年0.55%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。

*HSBCアセットマネジメント株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

ロング・ショート戦略について

バリュー、モメンタム、キャリーの3つの市場収益特性(スタイルファクター)に注目し、資産の買建て(ロング)および売建て(ショート)を行う複数のロング・ショート戦略を用いて運用を行うことにより、特定の市場に左右されにくい絶対収益を追求します。

<イメージ図>



※上記はロング・ショート戦略をご理解いただくための簡易化したイメージをお示ししたものであり、ロング・ショート戦略を用いた運用結果すべてについて説明しているものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果をお約束するものではありません。

ファンド名	HSBCグローバル・インベストメント・ファンド-ユーロ・ボンド
シェアクラス	XCHJPY(円建て/ヘッジあり)
形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	主としてユーロ建ての投資適格債券等に投資することにより、ファンドの長期的な成長を目指して運用を行います。 原則として当該クラスの純資産額とほぼ同程度のユーロ売り円買いの為替取引を行います。
主な投資対象	ユーロ建てで、購入時に投資適格格付を有する国債、政府保証債、政府機関債、国際機関債、または、社債等を主要投資対象とします。
決算日	年1回(毎年3月31日)
分配方針	原則として分配を行いません。
マネジメントフィー*	年0.30%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申込手数料	ありません。
償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。

*HSBCアセットマネジメント株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。
 上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

(注) 上記の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

(3) 【運用体制】

■ファンドの運用に関しては、以下のような原則にいたします。

(法令等の遵守)

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

(秘密の厳守)

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えると考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

(忠実義務)

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

(最良執行方針)

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

(善管注意義務)

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

(運用計画の策定および実行)

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

年1回の決算時(毎年4月10日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②収益の分配方式

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した

後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。)にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合は、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

<分配金に関する留意点>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

①当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券以外への投資は信託約款の「運用の指図範囲等」で規定する範囲内で行います。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 5) デリバティブの直接利用は行いません。
- 6) 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 有価証券売却等の指図
委託会社は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 9) 再投資の指図
委託会社は、8)の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 10) 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合も含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産より支払います。

11) 受託会社による資金の立替え

- (a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (c) 上記(a)および(b)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行うまたは継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある有価証券を実質的な投資対象としますので、組入る有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド(投資先投資信託証券を含みます。)の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

①基準価額の変動リスク

1) 価格変動リスク

当ファンドの主要投資対象ファンドの運用手法であるロング・ショート戦略は、主に買建て資産（ロング）の損益と売建て資産（ショート）の損益の合計により損益が決定されます。したがって、ロングした資産が全体として下落し、ショートした資産が全体として上昇した場合等には、基準価額が下落する可能性があります。

2) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

3) 金利変動リスク

債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般的に、金利が低下すると債券価格は上昇します。逆に金利が上昇すると債券価格は下落し、基準価額が下落する要因となります。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。

4) 信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行体が、経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。基準価額の下落要因となります。

5) デリバティブ取引のリスク

主要投資対象ファンドは派生商品に投資することがあります。派生商品の運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等が伴います。運用手法は、効率的な運用に資する目的で用いられることもありますが、実際の価格変動が運用見通しと異なった場合には損失を被ることがあります。また収益性の向上を図る通貨運用を行うため、為替の動向についての見通しを誤った場合には損失を被ることがあります。

6) 為替変動リスク

投資対象ファンドにおいては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産額をユーロ換算した額とほぼ同程度のユーロ売り円買いの為替取引を行います。例えば、当該クラスが実質的にユーロ以外の通貨建資産を保有している場合には、当該通貨に対する円の為替変動の影響を受けます。なお、円金利がユーロの金利より低い場合、為替取引による金利差相当分のコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

7) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため保有有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

②投資対象ファンドにかかわる留意点

- 1) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 2) 投資対象ファンドの運用方針は、変更される可能性があります。

③その他の留意点

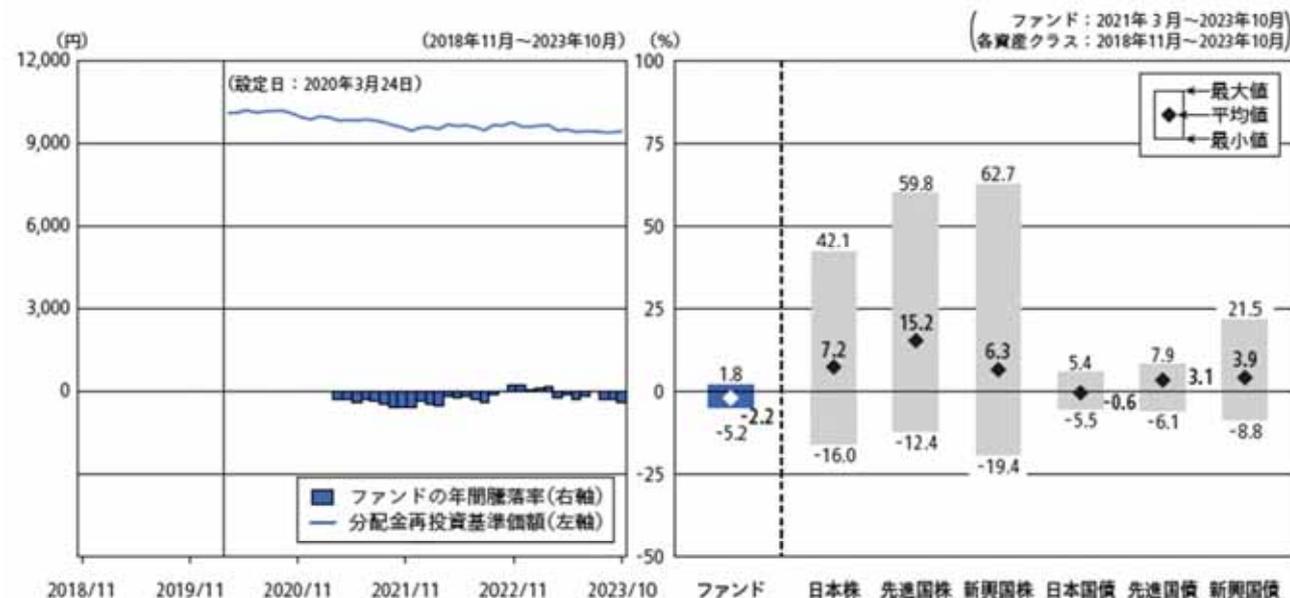
- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

- 4) 法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。
- 5) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- 6) 当ファンドにおいて、主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合には、信託を終了します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注) 分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率(%)であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

(注) グラフは、ファンドについては上記記載の期間、代表的な資産クラスについては上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。
 ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

(代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について)

各資産クラスの指数

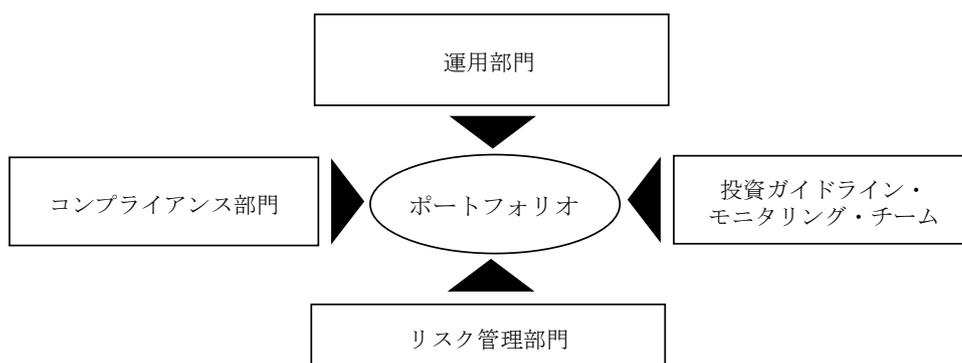
- 日本株: 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI 国債
- 先進国債: FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債: JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。
- MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- NOMURA-BPI 国債
NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)
JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

(2) 運用リスクに対する管理体制



運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に関催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

- ・運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。
- ・リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的に関催されるリスク管理委員会等へ報告しています。

その他、HSBCグループの監査部門による内部監査、外部監査法人による会計監査も行われております。

以上のとおり、社内外の牽制により、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

運用リスクに対する管理については、HSBCアセットマネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

- (3) 流動性リスクの管理については、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

当該費用を対価とする役務の内容は、投資者への商品内容の説明ならびに購入手続き等です。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

①換金手数料

ありません。

②信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

①運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.858%（税抜年0.78%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

②信託報酬の支払い

上記①の信託報酬（信託報酬にかかる消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとしします。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.10%	年0.65%	年0.03%	年0.78%

当該費用を対価とする役務の内容は、次のとおりです。

（委託会社）ファンドの運用等の対価

（販売会社）分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

（受託会社）運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

③投資先投資信託証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該投資信託証券への投資比率を勘案した当ファンドの負担は年0.55%程度*となり、当該投資先投資信託証券において支払われます。

<参考>

HSBC GIF マルチアセット	マネジメントフィー	年0.55%
HSBCグローバル・インベストメント・ファンド・ユーロ・ボンド	マネジメントフィー	年0.30%

（注）HSBCアセットマネジメント株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を受けます。

投資対象とする投資信託証券を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.408%*（税抜年1.33%）程度となります。

*本書提出日現在のものであり、今後変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。なお、当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

①有価証券等の売買委託手数料

②保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用

③借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

④信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

⑤その他の諸費用

1) 投資信託振替制度にかかる手数料および費用

2) 印刷業者等に支払う以下の費用

・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出にかかる費用

・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用

・信託約款の作成、印刷および届出にかかる費用

・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

3) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

4) その他、当ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用、信託約款の変更または信託契約の解約

にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用など

委託会社は、前記⑤記載のその他の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他の諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて日々信託財産に計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他の諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他の諸費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

(参考) 当ファンドが投資対象とする投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は当該投資信託証券において支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

・組入有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

①個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「②収益分配金について」をご参照ください。)

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普

通分配金となります。

③個人、法人別の課税の取扱いについて

《個人の受益者に対する課税》

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、20.315%(所得税*15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益(換金価額および償還価額から購入費(購入時手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。))を控除した利益)が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。)。その場合、20.315%(所得税*15.315%および地方税5%)の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告することにより、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託など)の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))の利子所得等、譲渡所得等と損益通算することができます。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

《法人の受益者に対する課税》

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税*のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

* 所得税については、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

(注) 上記の内容は2023年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2023年10月末現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	34,009,026	97.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	722,184	2.08
合計(純資産総額)		34,731,210	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	HSBC G I F マルチアセット	3,365	9,858.97	33,175,434	9,863.06	33,189,203	95.56
ルクセンブルク	投資証券	HSBCグローバル・インベストメン ト・ファンド-ユーロ・ボンド	103.166	8,298.47	856,119	7,946.64	819,823	2.36

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.92
合計	97.92

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2023年10月末および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2021年 4月12日)	180,280,460	180,280,460	0.9795	0.9795
第2計算期間末 (2022年 4月11日)	195,830,114	195,830,114	0.9640	0.9640
第3計算期間末 (2023年 4月10日)	154,546,065	154,546,065	0.9431	0.9431
2022年10月末	296,772,958	—	0.9747	—
11月末	287,510,287	—	0.9593	—
12月末	287,400,035	—	0.9589	—
2023年 1月末	288,293,572	—	0.9619	—
2月末	279,391,329	—	0.9641	—
3月末	178,283,166	—	0.9449	—
4月末	155,444,749	—	0.9486	—
5月末	153,777,310	—	0.9390	—
6月末	80,202,748	—	0.9416	—
7月末	80,327,169	—	0.9430	—
8月末	34,602,283	—	0.9382	—
9月末	34,563,916	—	0.9372	—
10月末	34,731,210	—	0.9417	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2020年 3月24日～2021年 4月12日	0.0000
第2計算期間	2021年 4月13日～2022年 4月11日	0.0000
第3計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	2020年 3月24日～2021年 4月12日	△2.1
第2計算期間	2021年 4月13日～2022年 4月11日	△1.6
第3計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	△2.2
第4中間計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	△1.0

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間	2020年 3月24日～2021年 4月12日	190,169,844	6,124,332	184,045,512
第2計算期間	2021年 4月13日～2022年 4月11日	50,904,914	31,817,430	203,132,996
第3計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	101,345,643	140,604,942	163,873,697
第4中間計算期間	2023年 4月11日～2023年10月10日	—	126,993,712	36,879,985

(注1) 第1計算期間の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

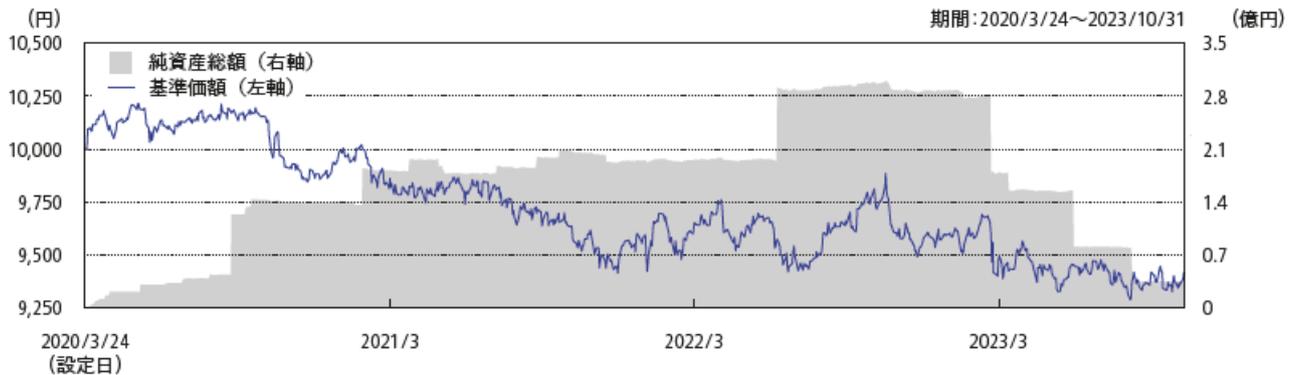
(注2) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考情報) 運用実績

(2023年10月末現在) 基準価額：9,417円／純資産総額：0.34億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



② 分配の推移

決算期	分配金
第3期(2023年4月)	0円
第2期(2022年4月)	0円
第1期(2021年4月)	0円
設定来累計	0円

注：分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

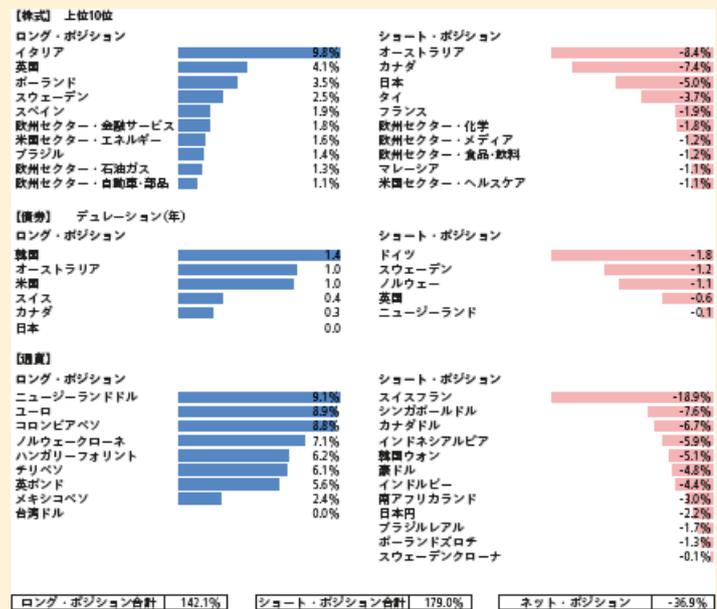
③ 主要な資産の状況

組入ファンド

国/地域	種類	ファンド名	比率
ルクセンブルグ	投資証券	H S B C GIF マルチアセット	95.6%
ルクセンブルグ	投資証券	H S B C GIF ユーロ・ボンド	2.4%
組入ファンド数			2

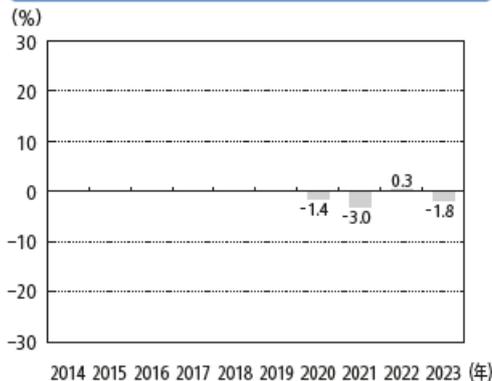
- ・ファンドの純資産総額に対する比率です。
- ・ファンド名の「GIF」とは、「グローバル・インベストメント・ファンド」の略です。

主要投資対象ファンド(H S B C GIF マルチアセット)の主要構成比率



※比率は純資産額対比です。ポジションが0のものは、ロング・ポジションとして記載しています。通貨のポジションは、対米ドルで評価・計算します。各ポジションは表示単位未満を四捨五入しています。そのため、ロング・ポジション合計とショート・ポジション合計の差額は、ネット・ポジションと一致しない場合があります。

④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2020年は、設定日(3月24日)から年末までの騰落率です。
- ・2023年は、年初から10月末までの騰落率です。

ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時(「申込締切時間」といいます。)までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

(2) 取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース*があります。

「一般コース」・・・収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

* 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

(3) 購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

(4) 購入価額

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

ただし、分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

(5) 購入時手数料

購入金額(購入価額に購入口数を乗じて得た額)に、3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

(6) 購入申込受付不可日

購入申込日が次のいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

- ・パリの証券取引所の休場日または銀行休業日
- ・ニューヨークの証券取引所の休場日または銀行休業日
- ・ルクセンブルグの証券取引所の休場日または銀行休業日
- ・シカゴ商品取引所、ユーレックス取引所、ユーロネクスト、ロンドン国際金融先物取引所の休場日

(7) その他留意事項

①購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

主要投資対象とする投資信託証券において設定の受付の中止等が行われた場合には、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

②受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求(換金申込)を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時(「申込締切時間」といいます。)までに行われます。当該申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(2) 換金単位

販売会社によって異なります。

(3) 換金価額

換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

ファンドの換金価額に関しては、販売会社または次の<照会先>にお問い合わせください。

<照会先>

委託会社

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(4) 換金手数料・信託財産留保額

ありません。

(5) 支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日が次のいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

- ・パリの証券取引所の休場日または銀行休業日
- ・ニューヨークの証券取引所の休場日または銀行休業日
- ・ルクセンブルグの証券取引所の休場日または銀行休業日
- ・シカゴ商品取引所、ユーレックス取引所、ユーロネクスト、ロンドン国際金融先物取引所の休場日

(7) その他留意事項

①換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「(3) 換金価額」に準じて計算された価額とします。

* やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

主要投資対象とする投資信託証券において解約の受付の中止等が行われた場合には、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

②振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求にかかるこ

の信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<当ファンドの主たる投資対象の評価方法>

投資信託証券：原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額(1万口当たり)は翌日の日本経済新聞朝刊に「マルチアシス」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の<照会先>へお問い合わせください。

<照会先>

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2020年3月24日から2030年4月10日までとします。

ただし、後記「(5) その他」の①の(a)、(b)、②、③の(b)に該当した場合には、信託を終了することができます。また、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認められるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

※「第一部 証券情報 (12) その他 ④信託終了(繰上償還)の予定について」に記載する手続きを経て信託を終了することとなった場合、信託期間は2024年3月28日までとします。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年4月11日から翌年4月10日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託契約の解約(繰上償還)

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、この投資信託において、その主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(c) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(d) (c)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると

きの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(d)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(e) (c)の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(f) (c)から(e)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

(a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがいます。

(b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「⑤信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

③受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

(a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。

(b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

(a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤信託約款の変更等

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、(a)の事項(信託約款の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、また併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) (b)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(c)において同じ。)は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) (b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載します。

電子公告により公告することができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

⑧他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」および「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

⑨運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付されます。

(b) 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)に掲載されます。

ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、販売会社を通じて交付されます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記

録されます。

②償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。)に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として、償還日から起算して5営業日まで)から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求(換金申込)を、販売会社を通じて委託会社に請求**することができます**。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

④帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2022年4月12日から2023年4月10日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間(2023年4月11日から2023年10月10日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月14日

HSBCアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているHSBCオルタナティブ・バランス・ファンドの2022年4月12日から2023年4月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBCオルタナティブ・バランス・ファンドの2023年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、HSBCアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

HSBCアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

【H S B C オルタナティブ・バランス・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2022年4月11日現在	第3期 2023年4月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	3,626,069
コール・ローン	6,425,868	-
投資証券	190,441,872	152,339,193
流動資産合計	196,867,740	155,965,262
資産合計	196,867,740	155,965,262
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	32,366	44,267
未払委託者報酬	809,136	1,106,665
未払利息	18	-
その他未払費用	196,106	268,265
流動負債合計	1,037,626	1,419,197
負債合計	1,037,626	1,419,197
純資産の部		
元本等		
元本	203,132,996	163,873,697
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,302,882	9,327,632
元本等合計	195,830,114	154,546,065
純資産合計	195,830,114	154,546,065
負債純資産合計	196,867,740	155,965,262

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 2 期		第 3 期	
	自	2021 年 4 月 13 日	自	2022 年 4 月 12 日
	至	2022 年 4 月 11 日	至	2023 年 4 月 10 日
営業収益				
有価証券売買等損益		1,267,048		406,361
その他収益		65,280		-
営業収益合計		1,201,768		406,361
営業費用				
支払利息		5,803		5,588
受託者報酬		63,222		85,421
委託者報酬		1,580,577		2,135,438
その他費用		383,078		517,861
営業費用合計		2,032,680		2,744,308
営業利益又は営業損失 ()		3,234,448		3,150,669
経常利益又は経常損失 ()		3,234,448		3,150,669
当期純利益又は当期純損失 ()		3,234,448		3,150,669
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()		287,711		87,425
期首剰余金又は期首欠損金 ()		3,765,052		7,302,882
剰余金増加額又は欠損金減少額		665,078		5,374,709
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		665,078		5,374,709
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,256,171		4,336,215
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,256,171		4,336,215
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金 ()		7,302,882		9,327,632

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2022年4月10日が休日のため、信託約款第30条により、第2期計算期間末日を2022年4月11日としております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 2022年4月11日現在	第3期 2023年4月10日現在
1. 受益権の総数 203,132,996口	1. 受益権の総数 163,873,697口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,302,882円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 9,327,632円
3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9640円 (10,000口当たり純資産額) (9,640円)	3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9431円 (10,000口当たり純資産額) (9,431円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2021年4月13日 至 2022年4月11日	第3期 自 2022年4月12日 至 2023年4月10日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 0円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 0円	C 収益調整金額 0円
D 分配準備積立金額 0円	D 分配準備積立金額 0円
E 当ファンドの分配対象収益額 0円	E 当ファンドの分配対象収益額 0円
F 当ファンドの期末残存口数 203,132,996口	F 当ファンドの期末残存口数 163,873,697口
G 10,000口当たり収益分配対象額 0円	G 10,000口当たり収益分配対象額 0円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第2期 自 2021年4月13日 至 2022年4月11日	第3期 自 2022年4月12日 至 2023年4月10日
	金融商品に対する取組方針		当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
金融商品の内容及びリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、金銭債権及び金銭債務です。これらは、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
金融商品に係るリスクの管理体制		運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。	同左

<p>金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>運用部門は、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。</p> <p>コンプライアンス部門は、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。</p> <p>投資ガイドライン・モニタリング・チームは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス部門、リスク管理部門にも報告されます。</p> <p>リスク管理部門は、上記のモニタリング結果を含め、運用に係わるリスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理の状況を運用部門や定期的開催されるリスク管理委員会等へ報告しています。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>
--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別 第2期 2022年4月11日現在	第3期 2023年4月10日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。	同左
時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
	金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券に関する注記）

第2期(2022年4月11日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	964,001
合計	964,001

第3期(2023年4月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	1,090,414
合計	1,090,414

（デリバティブ取引に関する注記）

第2期計算期間末(2022年4月11日現在)

該当事項はありません。

第3期計算期間末(2023年4月10日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期(自2021年4月13日 至 2022年4月11日現在)

該当事項はありません。

第3期(自2022年4月12日 至 2023年4月10日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

第2期 2022年4月11日現在		第3期 2023年4月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	184,045,512円	期首元本額	203,132,996円
期中追加設定元本額	50,904,914円	期中追加設定元本額	101,345,643円
期中一部解約元本額	31,817,430円	期中一部解約元本額	140,604,942円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	HGIF EURO BOND XCHJPY	103.166	856,119	
	HGIF MULTI-ASSET STYLE FACTORS	15,365.000	151,483,074	
合計		15,468.166	152,339,193	

(注1) 券面総額の数値は口数で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - マルチアセット・スタイルファクターズ - クラスXCHJPY」を主要投資対象としており、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - ユーロ・ボンド - クラスXCHJPY」にも投資しております。いずれも貸借対照表の資産の部に投資証券として計上しております。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

以下は「HSBC オルタナティブ・バランス・ファンド」が投資対象とする「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - マルチアセット・スタイルファクターズ - クラス CHJPY」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドはユーロ建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2022年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、HSBC インベストメント・ファンズ(ルクセンブルク)エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスXCHJPYの一口当たり情報につきましては(3)一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(2022年3月31日現在)
		金額(ユーロ)
資産		
有価証券時価評価額		918,293,127
有価証券(取得価額)		918,569,240
投資にかかる評価損益		276,113
先渡外国為替取引にかかる評価益		49,101,540
先物取引にかかる評価益		25,023,949
スワップ取引にかかる評価益		9,862,181
銀行預金		346,797,252
配当および未収利息		114,989
未収金		303,140
設定にかかる未収金		1,216,815
その他資産		76,597
資産計		1,350,789,590
負債		
先渡外国為替取引にかかる評価損		42,298,218
先物取引にかかる評価損		21,299,082
スワップ取引にかかる評価損		20,998,993
当座借越		74,523,902
未払金		301,557
解約にかかる未払金		1,532,222
分配にかかる未払金		15,848
その他負債		484,342
負債計		161,454,164
純資産額		1,189,335,426
2022年3月31日現在の口数(クラスXCHJPY)		362,708.900
一口当たり純資産額(クラスXCHJPY)		73.62

(2) 附属明細表(2022年3月31日現在)

種類/国・地域/銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (ユーロ)	投資比率 (%)
投資信託				
フランス				
HSBC INVESTMENTS HSBC MONEY FUND	31,230	EUR	42,494,602	3.57
小計			42,494,602	3.57
投資信託 合計			42,494,602	3.57
マネーマーケット商品				
譲渡性預金				
オーストラリア				

NAB LON 0% 26/09/2022		7,000,000	EUR	7,013,073	0.59
	小計			<u>7,013,073</u>	<u>0.59</u>
英国					
CITIBANK 0% 14/04/2022		10,000,000	EUR	10,001,674	0.84
	小計			<u>10,001,674</u>	<u>0.84</u>
日本					
MUFG BANK 0% 28/07/2022		25,000,000	EUR	25,043,065	2.11
SUMITOMO MITSUI 0% 05/04/2022		3,500,000	EUR	3,500,229	0.29
	小計			<u>28,543,294</u>	<u>2.40</u>
ノルウェー					
DNB BANK ASA 0% 12/09/2022		31,000,000	EUR	31,083,414	2.61
DNB BANK ASA 0% 21/09/2022		25,000,000	EUR	25,070,458	2.11
	小計			<u>56,153,872</u>	<u>4.72</u>
スウェーデン					
SWEDBANK 0% 15/09/2022		11,000,000	EUR	11,020,364	0.93
	小計			<u>11,020,364</u>	<u>0.93</u>
スイス					
ZKB 0% 17/07/2022		14,000,000	EUR	14,019,170	1.18
	小計			<u>14,019,170</u>	<u>1.18</u>
譲渡性預金 合計				<u>126,751,447</u>	<u>10.66</u>
コマーシャル・ペーパー					
オーストラリア					
INGAUS 0% 20/05/2022		17,000,000	EUR	17,012,632	1.43
	小計			<u>17,012,632</u>	<u>1.43</u>
フィンランド					
NORDEA 0% 30/09/2022		9,000,000	EUR	9,018,181	0.75
OP CORPORATION BANK 0% 27/05/2022		6,000,000	EUR	6,019,370	0.51
	小計			<u>15,037,551</u>	<u>1.26</u>
フランス					
BARCLAYS 0% 09/08/2022		22,000,000	EUR	22,032,956	1.85
BFCM 0% 10/01/2023		12,000,000	EUR	12,018,300	1.01
BFCM 0% 16/06/2022		19,000,000	EUR	19,000,455	1.60
BNP 0% 19/04/2022		15,000,000	EUR	15,003,487	1.26
BNP 0% 05/08/2022		22,000,000	EUR	22,048,989	1.85
BNP PARIBAS 0% 16/05/2022		15,000,000	EUR	15,011,625	1.26
BQ FEDERATIVE DU CREDIT 0% 02/01/2023		2,000,000	EUR	2,003,168	0.17
BQ FEDERATIVE DU CREDIT 0% 09/02/2023		25,000,000	EUR	25,000,000	2.10
HAUTSDEFRANCE 0% 04/04/2022		16,000,000	EUR	16,000,837	1.35
HAUTSDEFRANCE 0% 19/04/2022		10,000,000	EUR	10,002,561	0.84
LMA 0% 19/04/2022		8,000,000	EUR	8,001,997	0.67
LMA 0% 10/05/2022		9,000,000	EUR	9,005,589	0.76
LMA 0% 04/08/2022		17,000,000	EUR	17,023,394	1.43
METROP LYON 0% 16/05/2022		2,000,000	EUR	2,001,262	0.17
METROP LYON 0% 31/05/2022		8,000,000	EUR	8,007,007	0.67
NATIXIS 0% 20/07/2022		12,000,000	EUR	12,016,900	1.01
NATIXIS 0% 21/09/2022		41,000,000	EUR	41,069,573	3.46
OREAL L 0% 13/07/2022		27,000,000	EUR	27,034,684	2.27
RATP 0% 21/04/2022		10,000,000	EUR	10,003,087	0.84
RATP 0% 09/05/2022		22,000,000	EUR	22,037,741	1.85
REGIE AUTONOME DES TRANS 0% 18/07/2022		1,000,000	EUR	1,001,328	0.08
RTE 0% 21/04/2022		15,000,000	EUR	15,004,333	1.26
RTE 0% 02/05/2022		25,000,000	EUR	25,011,454	2.10
TOTALENERGIES CAPITAL SA 0% 08/04/2022		47,000,000	EUR	47,004,911	3.96
UNEDIC 0% 05/05/2022		26,000,000	EUR	26,012,651	2.19

VDP 0% 07/04/2022	12,000,000	EUR	12,001,214	1.01
VDP 0% 17/05/2022	1,500,000	EUR	1,500,950	0.13
ドイツ	小計		441,860,453	37.15
BAYER 0% 03/08/2022	25,000,000	EUR	25,036,368	2.11
DEUTSCHE BOERSE 0% 19/04/2022	25,000,000	EUR	25,006,776	2.10
英国	小計		50,043,144	4.21
BARCLAYS BANK 0% 28/04/2022	28,000,000	EUR	28,034,614	2.36
日本	小計		28,034,614	2.36
MIT UFJ TRUST 0% 23/05/2022	16,000,000	EUR	16,013,185	1.35
オランダ	小計		16,013,185	1.35
ING BANK 0% 05/09/2022	35,000,000	EUR	35,058,215	2.95
LINDE FINANCE 0% 23/05/2022	12,000,000	EUR	12,009,731	1.01
スウェーデン	小計		47,067,946	3.96
SVENSKA 0% 09/08/2022	20,000,000	EUR	20,035,924	1.68
SVENSKA 0% 11/05/2022	30,000,000	EUR	30,020,656	2.53
スイス	小計		50,056,580	4.21
UBS LN 0% 14/09/2022	60,000,000	EUR	60,102,462	5.05
コマーシャル・ペーパー 合計	小計		60,102,462	5.05
政府短期証券			725,228,567	60.98
フランス				
FRANCE (GOVT) 0% 06/04/2022	8,750,000	EUR	8,751,025	0.74
FRANCE (GOVT) 0% 25/01/2023	15,000,000	EUR	15,067,486	1.26
政府短期証券 合計	小計		23,818,511	2.00
マネーマーケット商品 合計			23,818,511	2.00
			875,798,525	73.64

先渡外国為替契約

当ファンドは2022年3月31日現在、以下の先渡外国為替契約を保有しております。

買金額	決済日	売金額	未実現損益 (ユーロ)
CHF 70,880,882	29/04/2022	EUR 69,118,701	113,914
CHF 1,012,596	29/04/2022	EUR 987,421	1,627
GBP 50,298	29/04/2022	EUR 59,454	13
GBP 25,547	29/04/2022	EUR 30,116	88
USD 64,297	29/04/2022	EUR 57,549	195
AUD 17,630,000	11/05/2022	EUR 11,208,496	682,252
AUD 26,190,000	11/05/2022	EUR 17,201,247	462,887
AUD 16,730,000	11/05/2022	EUR 11,279,072	4,661
CAD 26,590,000	11/05/2022	EUR 18,383,077	724,429
CAD 28,690,000	11/05/2022	EUR 19,878,291	738,270
CAD 30,490,000	11/05/2022	EUR 21,502,100	407,936
CAD 12,000,000	11/05/2022	EUR 8,549,877	73,293
CAD 5,680,000	11/05/2022	EUR 4,078,034	3,600
CHF 36,100,000	11/05/2022	EUR 34,440,636	822,064
CHF 12,570,000	11/05/2022	EUR 12,089,799	188,654
CHF 11,920,000	11/05/2022	EUR 11,548,094	95,435
CHF 17,940,000	11/05/2022	EUR 17,456,184	67,717
CHF 9,270,000	11/05/2022	EUR 8,941,673	113,320
EUR 6,340,804	11/05/2022	HUF 2,284,350,000	159,721
EUR 58,764,084	11/05/2022	PLN 270,860,000	624,960
EUR 88,588,939	11/05/2022	GBP 74,355,000	723,420

EUR	14,440,869	11/05/2022	JPY	1,897,250,000	397,484
EUR	4,188,749	11/05/2022	JPY	545,300,000	152,456
EUR	15,062,870	11/05/2022	JPY	1,965,710,000	512,747
EUR	5,205,902	11/05/2022	GBP	4,360,000	53,677
EUR	5,604,340	11/05/2022	CHF	5,670,000	65,849
EUR	7,347,637	11/05/2022	SGD	10,930,000	98,472
EUR	2,000,223	11/05/2022	SGD	3,010,000	3,884
EUR	3,715,186	11/05/2022	GBP	3,130,000	16,456
EUR	3,723,883	11/05/2022	USD	4,100,000	43,321
EUR	23,176,713	11/05/2022	NOK	223,490,000	241,593
EUR	15,534,605	11/05/2022	NZD	24,720,000	108,301
EUR	13,162,260	11/05/2022	CAD	18,290,000	19,112
EUR	8,016,715	11/05/2022	USD	8,860,000	63,110
EUR	1,886,926	11/05/2022	JPY	250,000,000	36,434
EUR	6,112,457	11/05/2022	AUD	9,000,000	42,308
EUR	828,350	11/05/2022	NOK	8,000,000	7,370
EUR	3,606,054	11/05/2022	SGD	5,410,000	17,949
EUR	5,643,162	11/05/2022	USD	6,220,000	59,480
EUR	10,521,552	11/05/2022	SEK	108,720,000	41,244
EUR	4,914,798	11/05/2022	MXN	109,850,000	1,767
EUR	2,606,617	11/05/2022	NOK	25,000,000	41,053
HUF	6,427,880,000	11/05/2022	EUR	16,834,832	557,974
HUF	1,278,920,000	11/05/2022	EUR	3,255,220	205,331
HUF	1,405,950,000	11/05/2022	EUR	3,738,022	66,252
HUF	1,646,440,000	11/05/2022	EUR	4,395,081	59,920
HUF	3,112,130,000	11/05/2022	EUR	8,387,802	33,120
MXN	815,740,000	11/05/2022	EUR	34,691,952	1,791,945
MXN	143,820,000	11/05/2022	EUR	6,110,730	321,606
MXN	142,700,000	11/05/2022	EUR	6,140,597	241,647
NOK	987,181,000	11/05/2022	EUR	97,483,212	3,823,849
NOK	136,490,000	11/05/2022	EUR	13,554,431	452,525
NOK	29,030,000	11/05/2022	EUR	2,956,410	22,723
NZD	181,546,000	11/05/2022	EUR	105,639,364	7,652,864
NZD	5,690,000	11/05/2022	EUR	3,305,328	245,468
NZD	6,070,000	11/05/2022	EUR	3,739,469	48,462
PLN	93,040,000	11/05/2022	EUR	19,324,156	646,546
PLN	74,850,000	11/05/2022	EUR	15,057,605	1,008,678
PLN	15,740,000	11/05/2022	EUR	3,299,718	78,816
PLN	16,260,000	11/05/2022	EUR	3,448,016	42,134
PLN	8,540,000	11/05/2022	EUR	1,825,730	7,350
SEK	157,610,000	11/05/2022	EUR	14,781,882	411,287
SEK	152,410,000	11/05/2022	EUR	14,390,075	301,829
SEK	208,500,000	11/05/2022	EUR	19,674,750	424,075
SGD	7,060,000	11/05/2022	EUR	4,612,709	69,735
SGD	10,758,000	11/05/2022	EUR	7,032,108	102,981
SGD	10,758,000	11/05/2022	EUR	7,032,048	103,041
SGD	10,758,000	11/05/2022	EUR	7,037,039	98,050
SGD	16,880,000	11/05/2022	EUR	11,039,022	156,396
SGD	10,758,000	11/05/2022	EUR	7,024,733	110,356
SGD	10,758,000	11/05/2022	EUR	7,026,367	108,722
USD	119,910,000	11/05/2022	EUR	105,798,827	1,844,147
ZAR	130,030,000	11/05/2022	EUR	7,486,395	464,354
ZAR	90,000,000	11/05/2022	EUR	5,502,955	139
EUR	12,894,467	12/05/2022	RUB	1,207,426,000	401,146
EUR	13,014,815	12/05/2022	RUB	1,207,426,000	521,493
EUR	12,933,816	12/05/2022	RUB	1,207,426,000	440,494
EUR	13,056,187	12/05/2022	RUB	1,207,426,000	562,866
EUR	13,017,290	12/05/2022	RUB	1,207,426,000	523,968
BRL	473,416,000	13/05/2022	EUR	78,214,380	10,231,812
BRL	37,020,000	13/05/2022	EUR	6,143,505	772,776
BRL	35,820,000	13/05/2022	EUR	6,240,793	451,297
CLP	2,521,890,000	13/05/2022	EUR	2,727,655	129,408
CLP	5,975,560,000	13/05/2022	EUR	6,520,684	249,060
CLP	10,739,010,000	13/05/2022	EUR	11,846,184	320,098

CLP	5,021,740,000	13/05/2022	EUR	5,600,496	88,661
CLP	4,998,730,000	13/05/2022	EUR	5,513,102	149,986
CLP	4,394,050,000	13/05/2022	EUR	4,969,715	8,328
COP	156,892,480,000	13/05/2022	EUR	34,650,659	2,663,074
COP	52,792,250,000	13/05/2022	EUR	11,999,057	556,522
EUR	23,455,636	13/05/2022	KRW	31,606,470,000	87,023
EUR	17,107,763	13/05/2022	INR	1,451,320,000	8,596
EUR	4,816,289	13/05/2022	IDR	75,837,290,000	78,040
EUR	2,989,856	13/05/2022	COP	12,463,990,000	25,545
EUR	4,009,937	13/05/2022	BRL	21,450,000	2,530
IDR	33,230,660,000	13/05/2022	EUR	2,027,360	48,863
INR	3,751,580,000	13/05/2022	EUR	43,325,788	874,590
INR	907,340,000	13/05/2022	EUR	10,485,722	204,380
KRW	9,390,012,000	13/05/2022	EUR	6,926,961	15,654
KRW	9,390,012,000	13/05/2022	EUR	6,924,042	18,573
KRW	9,390,012,000	13/05/2022	EUR	6,921,761	20,855
KRW	23,018,640,000	13/05/2022	EUR	16,967,653	51,448
KRW	9,390,012,000	13/05/2022	EUR	6,912,579	30,036
KRW	9,390,012,000	13/05/2022	EUR	6,913,042	29,573
計					49,101,540
JPY	3,598,057,774	28/04/2022	EUR	26,894,228	257,553
GBP	12,650	29/04/2022	EUR	15,148	192
GBP	130,104,851	29/04/2022	EUR	155,797,587	1,976,952
GBP	271,707	29/04/2022	EUR	325,073	3,839
GBP	171,780	29/04/2022	EUR	206,107	3,014
GBP	42,702	29/04/2022	EUR	50,884	399
USD	27,328,153	29/04/2022	EUR	24,835,038	291,916
USD	115,075	29/04/2022	EUR	104,812	1,465
CHF	10,000,000	11/05/2022	EUR	9,839,758	71,696
EUR	95,057,582	11/05/2022	SGD	145,240,000	1,270,766
EUR	99,656,104	11/05/2022	CHF	104,175,000	2,102,673
EUR	97,204,263	11/05/2022	CAD	140,650,000	3,866,471
EUR	27,293,515	11/05/2022	AUD	43,470,000	2,025,305
EUR	45,229,203	11/05/2022	ZAR	784,880,000	2,762,674
EUR	4,888,346	11/05/2022	USD	5,560,000	102,855
EUR	16,814,039	11/05/2022	USD	19,120,000	349,948
EUR	1,841,712	11/05/2022	NOK	18,660,000	73,225
EUR	7,362,541	11/05/2022	CAD	10,660,000	297,708
EUR	6,747,572	11/05/2022	ZAR	117,890,000	460,871
EUR	31,977,909	11/05/2022	AUD	50,930,000	2,372,391
EUR	986,047	11/05/2022	NOK	10,000,000	40,179
EUR	5,464,901	11/05/2022	SEK	58,110,000	136,743
EUR	18,863,615	11/05/2022	NOK	191,540,000	792,714
EUR	22,000,224	11/05/2022	USD	24,980,000	424,274
EUR	22,664,004	11/05/2022	NZD	38,370,000	1,280,466
EUR	10,318,115	11/05/2022	MXN	241,670,000	490,554
EUR	1,180,370	11/05/2022	USD	1,340,000	22,546
EUR	9,111,730	11/05/2022	CHF	9,470,000	138,624
EUR	5,383,621	11/05/2022	AUD	8,420,000	295,340
EUR	22,368,669	11/05/2022	NZD	37,500,000	1,032,885
EUR	12,021,295	11/05/2022	USD	13,450,000	52,743
EUR	14,822,576	11/05/2022	CHF	15,190,000	15,108
EUR	4,053,546	11/05/2022	NOK	40,060,000	57,514
EUR	3,211,231	11/05/2022	SEK	34,340,000	99,050
EUR	29,440,729	11/05/2022	NZD	48,670,000	931,368
EUR	22,288,085	11/05/2022	SGD	33,780,000	116,016
EUR	2,117,866	11/05/2022	ZAR	36,680,000	124,951
EUR	6,038,425	11/05/2022	SEK	65,000,000	227,396
EUR	5,842,509	11/05/2022	PLN	28,000,000	167,591
EUR	3,709,252	11/05/2022	SEK	40,000,000	146,637
EUR	2,004,213	11/05/2022	AUD	3,000,000	19,170
EUR	17,083,454	11/05/2022	AUD	25,600,000	182,748
EUR	7,609,748	11/05/2022	CAD	10,670,000	57,687
EUR	9,888,262	11/05/2022	SEK	107,570,000	481,189

EUR	11,165,862	11/05/2022	MXN	264,310,000	655,379
EUR	5,574,865	11/05/2022	ZAR	93,850,000	163,640
EUR	2,800,459	11/05/2022	SEK	29,600,000	52,899
EUR	21,931,473	11/05/2022	CAD	30,930,000	294,747
EUR	12,599,099	11/05/2022	NOK	124,640,000	191,779
EUR	3,930,708	11/05/2022	SEK	40,900,000	11,939
EUR	16,164,633	11/05/2022	AUD	24,050,000	56,154
EUR	1,788,954	11/05/2022	NZD	2,890,000	14,526
GBP	3,220,000	11/05/2022	EUR	3,829,622	24,539
GBP	11,500,000	11/05/2022	EUR	13,750,387	160,804
GBP	17,000,000	11/05/2022	EUR	20,369,271	280,322
GBP	4,000,000	11/05/2022	EUR	4,823,990	97,178
GBP	13,650,000	11/05/2022	EUR	16,357,472	227,228
GBP	1,010,000	11/05/2022	EUR	1,210,467	16,947
HUF	3,314,930,000	11/05/2022	EUR	9,237,241	267,575
JPY	3,631,880,000	11/05/2022	EUR	27,756,714	873,654
JPY	13,650,000	11/05/2022	EUR	108,108	7,071
JPY	1,524,410,000	11/05/2022	EUR	11,457,795	174,160
NOK	79,830,000	11/05/2022	EUR	8,271,119	78,759
PLN	34,750,000	11/05/2022	EUR	7,657,295	198,333
PLN	47,730,000	11/05/2022	EUR	10,443,205	198,132
USD	19,930,000	11/05/2022	EUR	18,264,495	373,373
USD	9,260,000	11/05/2022	EUR	8,489,198	176,514
USD	4,000,000	11/05/2022	EUR	3,640,875	50,083
RUB	6,037,130,000	12/05/2022	EUR	67,906,398	5,439,790
COP	19,542,090,000	13/05/2022	EUR	4,668,354	20,659
EUR	121,471,455	13/05/2022	KRW	165,067,560,000	573,176
EUR	5,739,239	13/05/2022	IDR	93,624,210,000	110,322
EUR	31,353,565	13/05/2022	CLP	29,190,400,000	1,716,397
EUR	4,180,018	13/05/2022	IDR	68,102,530,000	74,970
EUR	6,052,780	13/05/2022	KRW	8,250,300,000	47,176
EUR	8,488,857	13/05/2022	COP	38,463,120,000	658,826
EUR	11,684,387	13/05/2022	INR	1,003,690,000	140,891
EUR	5,458,875	13/05/2022	COP	24,686,450,000	412,303
EUR	23,167,708	13/05/2022	BRL	136,350,000	2,305,952
EUR	7,189,097	13/05/2022	IDR	116,067,970,000	62,731
EUR	4,852,641	13/05/2022	BRL	27,410,000	268,247
EUR	16,017,412	13/05/2022	INR	1,361,480,000	23,278
EUR	2,583,946	13/05/2022	BRL	14,290,000	85,791
INR	312,430,000	13/05/2022	EUR	3,699,586	18,597
INR	715,140,000	13/05/2022	EUR	8,483,179	57,540
KRW	5,142,670,000	13/05/2022	EUR	3,812,724	10,431
				計	42,298,218

先物取引契約

当ファンドは2022年3月31日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類	建玉数	通貨	時価評価額	満期日 (日/月/年)	未実現損益 (ユーロ)	
売	10Y BOND FUTURE CANADA	(450)	CAD	42,215,175	21/06/2022	1,528,406
買	CAC40 10 EURO	273	EUR	18,269,843	14/04/2022	162,798
売	EURO BOBL	(287)	EUR	37,021,565	08/06/2022	1,054,725
売	EURO BUND	(954)	EUR	151,595,370	08/06/2022	5,548,080
売	EURO SCHATZ	(481)	EUR	53,283,978	08/06/2022	279,528
売	FTSE KLCI	(1,839)	MYR	31,136,996	29/04/2022	273,477
買	S&P INDICES S&P/TSX 60 INDEX	65	CAD	12,479,862	16/06/2022	506,240
買	WIG20 INDEX	3,442	PLN	32,165,581	17/06/2022	2,278,159
売	LONG GILT	(1,440)	GBP	206,927,547	28/06/2022	1,591,009
買	FTSE/MIB INDEX	193	EUR	23,678,688	17/06/2022	340,038
買	XAF FINANCIAL	84	USD	9,098,616	17/06/2022	489,192
買	XAV HEALTH CARE	53	USD	6,658,046	17/06/2022	438,498
買	XAB MATERIALS	37	USD	3,145,823	17/06/2022	193,259
買	XAI EMINI INDUSTRY	16	USD	1,510,843	17/06/2022	64,126
買	XAE ENERGY	106	USD	7,743,864	17/06/2022	182,438

買	XAP CONS STAPLES	107	USD	7,345,702	17/06/2022	483,238
買	XAK TECHNOLOGY	15	USD	2,191,660	17/06/2022	161,776
買	OMX STOCKHOLH 30 INDEX	3,124	SEK	63,000,575	13/04/2022	772,754
買	IBEX 35 INDEX	607	EUR	51,230,800	14/04/2022	1,024,800
買	FTSE TAIWAN INDEX	404	USD	22,361,336	28/04/2022	9,077
買	DAX MINI	1	EUR	362,638	17/06/2022	14,013
買	DAX MIN	1,475	BRL	33,701,289	13/04/2022	1,467,396
売	5Y TREASURY NOTES USA	(405)	USD	41,764,261	30/06/2022	956,910
売	2Y TREASURY NOTES USA	(420)	USD	79,976,505	30/06/2022	971,710
買	FTSE/JSE TOP40	824	ZAR	34,897,585	15/06/2022	1,597,474
買	EUREX STOXX 600	1,465	EUR	33,935,248	17/06/2022	2,634,828
				計		25,023,949
買	10Y BOND FUTURE AUSTRALIA	1,802	AUD	154,964,871	15/06/2022	5,401,566
売	SPI 200	(125)	AUD	15,794,183	16/06/2022	779,322
売	THAI SET 50 INDEX	(5,664)	THB	31,131,198	29/06/2022	276,165
売	TOPIX INDEX (TOKYO)	(558)	JPY	80,437,130	09/06/2022	6,622,799
売	SWISS MARKET INDEX	(70)	CHF	8,250,628	17/06/2022	432,301
売	H SHARES CHINA ENTERPRISE IDX	(65)	HKD	2,783,735	28/04/2022	49,047
買	FTSE 100 INDEX	4	GBP	355,323	17/06/2022	840
売	MEXICO BOLSA INDEX	(411)	MXN	10,490,579	17/06/2022	476,535
売	EUREX STOXX 600	(1,654)	EUR	34,245,816	17/06/2022	1,496,991
売	XAU UTILITIES	(284)	USD	19,292,805	17/06/2022	1,281,346
売	XAY CONS DISCRET	(21)	USD	3,592,639	17/06/2022	281,391
売	KOREA KOSPI 2 INDEX	(275)	KRW	18,644,393	09/06/2022	831,597
売	SGX S&P NIFTY INDEX	(474)	USD	14,943,152	28/04/2022	231,979
買	10Y BOND FUTURE KOREA	227	KRW	19,697,307	21/06/2022	327,343
買	US 10yr ULTRA	384	USD	46,799,084	21/06/2022	928,062
売	CME S&P500 EMINI FUT	(103)	USD	21,268,947	17/06/2022	1,423,551
売	S&P 500 E-MINI	(71)	USD	5,814,435	17/06/2022	458,247
				計		21,299,082

金利スワップ取引契約

当ファンドは2022年3月31日現在、以下の金利スワップ取引契約を保有しております。

取引先	通貨	決済日	支払いレート	受取りレート	契約数	想定元本額	未実現損益 (ユーロ)
BNP PARIBAS, NEWYORK	SEK	25/03/2031	Floating (STIB3M Index)	0.764%	11,386,555,161	1,098,110,000	9,862,181
						合計	9,862,181
UBS AG	NZD	29/01/2031	Floating (NZD BANK BILL Index)	1.137%	153,744,190	96,110,000	10,569,898
BNP PARIBAS, NEWYORK	NZD	12/03/2031	Floating (NZD BANK BILL Index)	1.916%	126,373,844	79,000,000	5,675,223
HSBC, LONDON	NOK	17/12/2031	Floating (NIBOR6M Index)	1.673%	5,000,712,190	514,000,000	4,753,872
						合計	20,998,993

証拠金

当ファンドは2022年3月31日現在、以下の証拠金を保有しております。

取引先(契約先)	種類	通貨	証拠金残高
Barclays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts	EUR	2,100,000
BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts, Interest Rate Swaps	EUR	3,560,000
Credit Agricole	Forward Exchange Contracts	EUR	4,873,097
HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	EUR	1,851,049
HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	EUR	2,965,892
HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	EUR	5,561,729
HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	EUR	17,662
HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	EUR	4,228,863

HSBC Bank, London	Forward Exchange Contracts, Futures, Interest Rate Swaps	EUR	4,629,080
Merrill Lynch International	Forward Exchange Contracts	EUR	60,059
Morgan Stanley, London	Forward Exchange Contracts	EUR	3,070,000
Royal Bank of Canada, London	Forward Exchange Contracts	EUR	3,840,000
Société Générale, Paris	Forward Exchange Contracts, Futures	EUR	5,430,000
UBS	Forward Exchange Contracts, Interest Rate Swaps	EUR	13,320,677

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - マルチアセット・スタイルファクターズ - クラスXCHJPY」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2022年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2023年4月10日現在の口数(クラスXCHJPY)	15,365.000
一口当たり純資産額(クラスXCHJPY)	JPY 9,858.970

上記の一口当たり情報は、2023年4月10日現在における「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - マルチアセット・スタイルファクターズ - クラスXCHJPY」の状況です。

なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

以下は「H S B C オルタナティブ・バランス・ファンド」が投資対象とする「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - ユーロ・ボンド - クラスX C H J P Y」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドはユーロ建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2022年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、H S B C インベストメント・ファンズ(ルクセンブルク)エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの決算日におけるクラスX C H J P Yの一口当たり情報につきましては(3)一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(2022年3月31日現在)
		金額(ユーロ)
資産		
有価証券時価評価額		106,980,696
有価証券(取得価額)		112,108,916
投資にかかる評価損益		5,128,220
先物取引にかかる評価益		314,800
銀行預金		2,159,275
配当および未収利息		926,254
未収金		101,850
設定にかかる未収金		1,237,725
資産計		111,720,600
負債		
先渡外国為替取引にかかる評価損		70
未払金		30,000
解約・分配にかかる未払金		149,624
その他負債		32,629
負債計		212,323
純資産額		111,508,277
2022年3月31日現在の口数(クラスX C H J P Y)		103.166
一口当たり純資産額(クラスX C H J P Y)		69.31

(2) 附属明細表(2022年3月31日現在)

種類/国・地域/銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (ユーロ)	投資比率 (%)
取引所で取引される譲渡可能有価証券 債券				
オーストリア				
AUSTRIA (GOVT) 0.5% 20/04/2027	800,000	EUR	798,978	0.72
AUSTRIA (GOVT) 2.4% 23/05/2034	1,500,000	EUR	1,742,184	1.56
小計			2,541,162	2.28
ベルギー				
BELGIUM (GOVT) 0.8% 22/06/2027	3,700,000	EUR	3,747,369	3.36
BELGIUM (GOVT) 1.7% 22/06/2050	700,000	EUR	735,734	0.66
BELGIUM (GOVT) 1.9% 22/06/2038	200,000	EUR	219,752	0.20
EUROPEAN UNION 0.125% 10/06/2035	2,000,000	EUR	1,736,002	1.56

KBC GROUP 0.25% VRN 01/03/2027	400,000	EUR	381,756	0.34
小計			<u>6,820,613</u>	<u>6.12</u>
カナダ				
CANADA (GOVT) 1.875% 21/05/2024	1,000,000	EUR	1,027,416	0.92
小計			<u>1,027,416</u>	<u>0.92</u>
デンマーク				
ORSTED 1.5% 26/11/2029	800,000	EUR	793,317	0.71
小計			<u>793,317</u>	<u>0.71</u>
フランス				
AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT 0.50% 31/10/2025	1,700,000	EUR	1,687,708	1.51
ATOS 1.75% 07/05/2025	1,000,000	EUR	977,740	0.88
AXA 3.941% VRN PERP	1,000,000	EUR	1,050,431	0.94
AXA HOME 0.01% 16/10/2029	2,000,000	EUR	1,834,623	1.65
BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL 0.1% 08/10/2027	300,000	EUR	278,355	0.25
BNP PARIBAS 1% 17/04/2024	1,000,000	EUR	1,005,653	0.90
DANONE 1% VRN PERP	700,000	EUR	654,350	0.59
EDENRED 1.875% 06/03/2026	1,000,000	EUR	1,021,974	0.92
ENGIE 1.5% VRN PERP	800,000	EUR	716,189	0.64
FRANCE (GOVT) 0.75% 25/05/2053	400,000	EUR	331,679	0.30
FRANCE (GOVT) 1.5% 25/05/2031	1,300,000	EUR	1,375,169	1.23
FRANCE (GOVT) 4% 25/04/2055	250,000	EUR	421,448	0.38
FRANCE (GOVT) 4.75% 25/04/2035	3,200,000	EUR	4,645,004	4.17
ICADE SANTE 0.875% 04/11/2029	600,000	EUR	558,677	0.50
KLEPIERRE 0.625% 01/07/2030	1,100,000	EUR	978,782	0.88
LA BANQUE POSTALE 1.375% 24/04/2029	500,000	EUR	483,727	0.43
LOREAL 0.875% 29/06/2026	400,000	EUR	400,806	0.36
ORANGE 1.75% VRN PERP	500,000	EUR	484,127	0.43
ORANGE 2.375% VRN PERP	300,000	EUR	302,802	0.27
PERNOD RICARD 1.75% 08/04/2030	500,000	EUR	506,006	0.45
RCI BANQUE 1.625% 26/05/2026	650,000	EUR	623,840	0.56
REGIE AUTONOME DES TRANSPORTS 0.35% 20/06/2029	700,000	EUR	666,977	0.60
RTE RESEAU DE TRANSPORT 1.625% 27/11/2025	800,000	EUR	814,617	0.73
SAGESS 2.625% 06/03/2025	1,000,000	EUR	1,057,413	0.95
SOCIETE GENERALE 0.75% 25/01/2027	800,000	EUR	763,394	0.68
TOTAL 1.625% VRN PERP	818,000	EUR	752,058	0.67
TOTAL 2.625% VRN 29/12/2049	500,000	EUR	503,027	0.45
UNIBAIL RODAMCO 2.25% 14/05/2038	800,000	EUR	736,090	0.66
小計			<u>25,632,666</u>	<u>22.98</u>
ドイツ				
DAIMLER 0.75% 10/09/2030	1,000,000	EUR	939,924	0.84
DEUTSCHE BOERSE 1.25% VRN 16/06/2047	400,000	EUR	386,146	0.35
EON 0.375% 29/09/2027	1,100,000	EUR	1,042,962	0.94
GERMANY (GOVT) 0% 15/08/2050	2,500,000	EUR	2,112,450	1.89

GERMANY (GOVT) 1.25%				
15/08/2048	250,000	EUR	289,833	0.26
GERMANY (GOVT) 2.5%				
15/08/2046	1,000,000	EUR	1,441,748	1.29
GERMANY (GOVT) 4%				
04/01/2037	2,600,000	EUR	3,866,821	3.47
GERMANY (GOVT) 4.75%				
04/07/2034	1,000,000	EUR	1,503,765	1.35
KFW 0.625% 07/01/2028	2,000,000	EUR	1,982,742	1.78
KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU				
0.01% 05/05/2027	1,400,000	EUR	1,348,331	1.21
KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU				
0.875% 04/07/2039	300,000	EUR	283,292	0.25
MERCK 1.625% VRN				
09/09/2080	1,000,000	EUR	977,390	0.88
TALANX 2.25% VRN				
05/12/2047	500,000	EUR	493,130	0.44
			<u>16,668,534</u>	<u>14.95</u>
英国				
BP CAPITAL MARKETS				
3.625% VRN PERP	450,000	EUR	444,478	0.40
NATIONAL GRID 0.75%				
01/09/2033	1,000,000	EUR	867,077	0.78
			<u>1,311,555</u>	<u>1.18</u>
アイルランド				
IRELAND (GOVT) 0.2%				
15/05/2027	1,000,000	EUR	981,131	0.88
			<u>981,131</u>	<u>0.88</u>
イタリア				
BUONI POLIENNALI 1.5%				
01/06/2025	5,600,000	EUR	5,714,221	5.13
INTESA SANPAOLO 0.75%				
04/12/2024	550,000	EUR	547,085	0.49
ITALY (GOVT) 1.35%				
01/04/2030	1,800,000	EUR	1,743,630	1.57
ITALY(GOVT) 1.6%				
01/06/2026	1,600,000	EUR	1,632,034	1.46
ITALY (GOVT) 2.7%				
01/03/2047	800,000	EUR	850,472	0.76
ITALY (GOVT) 2.95%				
01/09/2038	400,000	EUR	439,185	0.39
ITALY (GOVT) 4.5%				
01/03/2026	500,000	EUR	567,202	0.51
ITALY (GOVT) 5%				
01/09/2040	1,000,000	EUR	1,408,698	1.26
ITALY (GOVT) 6%				
01/05/2031	1,500,000	EUR	2,026,166	1.82
ITALY (GOVT) 6.5%				
01/11/2027	1,000,000	EUR	1,276,228	1.14
			<u>16,204,921</u>	<u>14.53</u>
ルクセンブルク				
DH EUROPE FINANCE 0.45%				
18/03/2028	1,000,000	EUR	945,542	0.85
EUROPEAN INVESTMENT				
BANK 2.75% 15/09/2025	1,300,000	EUR	1,394,482	1.25
LUXEMBOURG (GOVT) 0%				
28/04/2030	1,400,000	EUR	1,294,667	1.16
			<u>3,634,691</u>	<u>3.26</u>
オランダ				
BMW FINANCE 0.375%				
24/09/2027	1,000,000	EUR	958,106	0.86
ENEL FINANCE INTERNATIONAL				
1.125% 16/09/2026	500,000	EUR	497,144	0.45
ING GROEP FRN 1%				

13/11/2030	1,000,000	EUR	961,174	0.86
NETHERLANDS (GOVT) 4%				
15/01/2037	1,500,000	EUR	2,154,762	1.93
SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPI				
1% 25/02/2030	500,000	EUR	490,823	0.44
SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPI				
1.25% 28/02/2031	500,000	EUR	497,687	0.45
SWISS LIFE 4.5% VRN PERP	1,000,000	EUR	1,085,156	0.97
TENNET HOLDING 0.125%				
30/11/2032	545,000	EUR	463,031	0.42
TENNET HOLDING 1.5%				
03/06/2039	700,000	EUR	651,560	0.58
小計			<u>7,759,443</u>	<u>6.96</u>
ノルウェー				
DNB BOLIGKREDITT 0.625%				
19/06/2025	800,000	EUR	794,693	0.71
TELENOR 1.125% 31/05/2029	950,000	EUR	922,801	0.83
小計			<u>1,717,494</u>	<u>1.54</u>
ポルトガル				
PORTUGAL (GOVT) 1.95%				
15/06/2029	1,000,000	EUR	1,059,796	0.95
小計			<u>1,059,796</u>	<u>0.95</u>
スペイン				
ABERTIS INFRAESTRUCTURAS				
1.875% 26/03/2032	500,000	EUR	482,582	0.43
BONOS Y OBLIG DEL				
ESTADO 2.15% 31/10/2025	2,500,000	EUR	2,637,218	2.37
SPAIN (GOVT) 1.4%				
30/04/2028	500,000	EUR	513,706	0.46
SPAIN (GOVT) 1.95%				
30/04/2026	1,200,000	EUR	1,259,717	1.13
SPAIN (GOVT) 2.9%				
31/10/2046	1,350,000	EUR	1,626,462	1.46
SPAIN (GOVT) 4.9%				
30/07/2040	1,000,000	EUR	1,508,331	1.35
小計			<u>8,028,016</u>	<u>7.20</u>
米国				
COLGATEPALMOLIVE 0.875%				
12/11/2039	700,000	EUR	606,825	0.55
INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION				
0.25% 10/01/2050	500,000	EUR	383,536	0.34
INTL BANK FOR RECON				
AND DEV 0.5% 16/04/2030	900,000	EUR	861,876	0.77
小計			<u>1,852,237</u>	<u>1.66</u>
債券 合計			<u>96,032,992</u>	<u>86.12</u>
取引所で取引される譲渡可能有価証券 合計			<u>96,032,992</u>	<u>86.12</u>
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券				
債券				
ベルギー				
BELGIUM (GOVT) 1%				
22/06/2031	700,000	EUR	707,710	0.63
小計			<u>707,710</u>	<u>0.63</u>
カナダ				
CPPIB CAPITAL 0.25%				
18/01/2041	915,000	EUR	723,122	0.65
CPPIB CAPITAL 0.875%				
06/02/2029	1,000,000	EUR	981,175	0.88
小計			<u>1,704,297</u>	<u>1.53</u>
フランス				
BPCE 4.625% 18/07/2023	500,000	EUR	525,792	0.47
小計			<u>525,792</u>	<u>0.47</u>
アイルランド				
ZURICH FINANCE IRELAND				
1.875% VRN 17/09/2050	500,000	EUR	472,149	0.42

	小計		472,149	0.42
ルクセンブルク				
EUROPEAN INVESTMENT BANK 0.125% 15/04/2025	2,000,000	EUR	1,974,829	1.77
EUROPEAN STABILITY MECHANISM 0.75% 05/09/2028	1,000,000	EUR	991,703	0.89
	小計		2,966,532	2.66
オランダ				
COOPERATIEVE RABOBANK 0.25% 30/10/2026	1,200,000	EUR	1,152,825	1.04
IBERDROLA INTERNATIONAL 1.45% VRN PERP	500,000	EUR	473,487	0.42
IBERDROLA INTERNATIONAL 2.25% VRN PERP	1,000,000	EUR	941,165	0.84
SWISS REINSURANCE 2.6% VRN PERP	1,000,000	EUR	1,002,128	0.91
	小計		3,569,605	3.21
スペイン				
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA 0.75% 04/06/2025	400,000	EUR	398,309	0.36
IBERDROLA FINANZAS 1% 07/03/2025	600,000	EUR	603,310	0.54
	小計		1,001,619	0.90
債券 合計			10,947,704	9.82
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券 合計			10,947,704	9.82

先渡外国為替契約

当ファンドは2022年3月31日現在、以下の先渡外国為替契約を保有しております。

買金額		決済日	売金額		未実現損益（ユーロ）
EUR	54	28/04/2022	JPY	7,280	-
JPY	968,617	28/04/2022	EUR	7,240	70
計					70

先物取引契約

当ファンドは2022年3月31日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類	建玉数	通貨	時価評価額	満期日 (日/月/年)	未実現損益（ユーロ）
売	EURO BOBL (53)	EUR	6,836,735	08/06/2022	149,315
売	EURO BUND (29)	EUR	4,608,245	08/06/2022	165,485
計					314,800

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - ユーロ・ボンド - クラスX C H J P Y」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2022年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2023年4月10日現在の口数(クラスX C H J P Y)	103.166
一口当たり純資産額(クラスX C H J P Y)	J P Y 8,298.470

上記の一口当たり情報は、2023年4月10日現在における「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - ユーロ・ボンド - クラスX C H J P Y」の状況です。

なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月13日

HSBCアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

奈良将太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているHSBCオルタナティブ・バランス・ファンドの2023年4月11日から2023年10月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、HSBCオルタナティブ・バランス・ファンドの2023年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月11日から2023年10月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、HSBCアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

HSBCアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

【H S B C オルタナティブ・バランス・ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	第3期計算期間末 2023年 4 月10日現在	第4期中間計算期間末 2023年10月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,626,069	-
コール・ローン	-	1,268,720
投資証券	152,339,193	33,674,526
流動資産合計	155,965,262	34,943,246
資産合計	155,965,262	34,943,246
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	44,267	16,377
未払委託者報酬	1,106,665	409,486
未払利息	-	3
その他未払費用	268,265	99,687
流動負債合計	1,419,197	525,553
負債合計	1,419,197	525,553
純資産の部		
元本等		
元本	163,873,697	36,879,985
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	9,327,632	2,462,292
元本等合計	154,546,065	34,417,693
純資産合計	154,546,065	34,417,693
負債純資産合計	155,965,262	34,943,246

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 3 期中間計算期間 自 2022 年 4 月 12 日 至 2022 年 10 月 11 日	第 4 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 11 日 至 2023 年 10 月 10 日
営業収益		
有価証券売買等損益	5,183,733	313,432
営業収益合計	5,183,733	313,432
営業費用		
支払利息	3,888	724
受託者報酬	41,154	16,377
委託者報酬	1,028,773	409,486
その他費用	249,591	99,936
営業費用合計	1,323,406	526,523
営業利益又は営業損失 ()	3,860,327	839,955
経常利益又は経常損失 ()	3,860,327	839,955
中間純利益又は中間純損失 ()	3,860,327	839,955
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	-	476,785
期首剰余金又は期首欠損金 ()	7,302,882	9,327,632
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,228,510
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	7,228,510
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,335,955	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,335,955	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	7,778,510	2,462,292

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。ただし、上場投資信託は外国金融商品市場における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

第3期計算期間末 2023年 4 月10日現在	第4期中間計算期間末 2023年10月10日現在
1. 受益権の総数 163,873,697口	1. 受益権の総数 36,879,985口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 9,327,632円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,462,292円
3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9431円 (10,000口当たり純資産額) (9,431円)	3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9332円 (10,000口当たり純資産額) (9,332円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間(自2022年4月12日 至2022年10月11日)

該当事項はありません。

第4期中間計算期間(自2023年4月11日 至2023年10月10日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第3期計算期間末 2023年 4 月10日現在	第4期中間計算期間末 2023年10月10日現在
中間貸借対照表計上額、時価及びその差額		金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
時価の算定方法		投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第3期計算期間末(2023年4月10日現在)

該当事項はありません。

第4期中間計算期間末(2023年10月10日現在)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

第3期計算期間末 2023年4月10日現在		第4期中間計算期間末 2023年10月10日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	203,132,996円	期首元本額	163,873,697円
期中追加設定元本額	101,345,643円	期中追加設定元本額	-円
期中一部解約元本額	140,604,942円	期中一部解約元本額	126,993,712円

(参考)

当ファンドは「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - マルチアセット・スタイルファクターズ - クラスXCHJPY」を主要投資対象としており、「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - ユーロ・ボンド - クラスXCHJPY」にも投資しております。いずれも中間貸借対照表の資産の部に投資証券として計上しております。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

以下は「HSBC オルタナティブ・バランス・ファンド」が投資対象とする「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - マルチアセット・スタイルファクターズ - クラスCHJPY」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドはユーロ建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2023年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルク)エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの中間決算日におけるクラスXCHJPYの一口当たり情報につきましては(3)一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(2023年3月31日現在)
		金額(ユーロ)
資産		
有価証券時価評価額		958,429,956
有価証券(取得価額)		962,201,064
投資にかかる評価損益		3,771,108
先渡外国為替取引にかかる評価益		5,109,497
先物取引にかかる評価益		16,209,060
スワップ取引にかかる評価益		2,511,933
銀行預金		265,315,666
配当および未収利息		163,465
未収金		6,975,467
直物為替取引にかかる未収金		10,772,762
設定にかかる未収金		862,375
資産計		1,266,350,181
負債		
先渡外国為替取引にかかる評価損		4,106,304
先物取引にかかる評価損		27,144,949
スワップ取引にかかる評価損		6,026,753
当座借越		22,705,800
未払金		21,933,452

直物為替取引にかかる未払金	10,774,798
解約・分配にかかる未払金	5,439,177
その他負債	1,662,060
負債計	99,793,293
純資産額	1,166,556,888
2023年3月31日現在の口数(クラスXCHJPY)	582,551.667
一口当たり純資産額(ユーロ)(クラスXCHJPY)	68.12

(2) 附属明細表

種類/国・地域/銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (ユーロ)	投資比率 (%)
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
債券				
ベルギー				
EUROPEAN UNION BILL 0% 07/04/2023	5,000,000	EUR	4,998,899	0.43
	小計		4,998,899	0.43
フランス				
BANQUE FEDERA CREDIT MUTUEL 0.75% 15/06/2023	3,500,000	EUR	3,483,903	0.30
	小計		3,483,903	0.30
債券合計			8,482,802	0.73
取引所で取引される譲渡可能有価証券 合計			8,482,802	0.73
投資信託				
フランス				
HSBC INVESTMENTS HSBC MONEY FUND	31,230	EUR	42,831,658	3.67
	小計		42,831,658	3.67
投資信託 合計			42,831,658	3.67
マネーマーケット商品				
譲渡性預金				
ベルギー				
BELFIUS EUR 0% 02/05/2023	21,000,000	EUR	20,948,663	1.80
	小計		20,948,663	1.80
カナダ				
NBCLON 0% 25/05/2023	24,000,000	EUR	23,894,810	2.04
TORONTO 0% 16/11/2023	7,000,000	EUR	7,005,307	0.60
	小計		30,900,117	2.64
中国				
INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHINA 0% 09/06/2023	50,000,000	EUR	49,701,687	4.25
	小計		49,701,687	4.25
英国				
LAND SEC 0% 06/04/2023	12,500,000	EUR	12,493,918	1.07
	小計		12,493,918	1.07
日本				
MIT UFJ TRUST 0% 26/04/2023	12,500,000	EUR	12,477,906	1.07
MIZUHO BANK 0% 17/04/2023	13,200,000	EUR	13,183,117	1.13
	小計		25,661,023	2.20
韓国				
SHINHAM BANK 0% 24/04/2023	12,000,000	EUR	11,975,467	1.03
	小計		11,975,467	1.03
スウェーデン				
NORDEA 0% 14/04/2023	8,000,000	EUR	7,992,862	0.69
	小計		7,992,862	0.69

米国				
CITIBANK 0% 03/07/2023	7,000,000	EUR	6,943,569	0.60
	小計		6,943,569	0.60
譲渡性預金 合計			166,617,306	14.28
コマーシャル・ペーパー ベルギー				
SMBC BRUXELLES 0% 20/04/2023	24,500,000	EUR	24,464,526	2.10
	小計		24,464,526	2.10
カナダ				
BKMONTLN 0% 04/05/2023	40,000,000	EUR	40,000,471	3.42
TORONTO DOMINION BANK 0% 11/05/2023	10,000,000	EUR	9,988,698	0.86
TORONTO ESTR 0% 19/07/2023	26,000,000	EUR	26,000,000	2.23
	小計		75,989,169	6.51
フランス				
ANTALIS EUR 0% 05/04/2023	9,000,000	EUR	8,997,134	0.77
ANTALIS EUR 0% 11/04/2023	6,000,000	EUR	5,995,251	0.51
AUVERGNERHONEALPES 0% 20/04/2023	20,000,000	EUR	19,966,550	1.71
BFCM EUR ESTR 0% 31/05/2023	6,000,000	EUR	5,971,889	0.51
BFCM EUR ESTR 0% 10/08/2023	37,000,000	EUR	36,569,291	3.13
BNP EUR 0% 21/04/2023	4,500,000	EUR	4,500,122	0.39
BNP EUR 0% 06/11/2023	30,000,000	EUR	29,389,650	2.52
BQ POS ESTR 0% 22/05/2023	25,000,000	EUR	25,000,000	2.14
BQ POS EUR 0% 23/06/2023	15,000,000	EUR	14,887,231	1.28
BQ POS EUR 0% 26/06/2023	17,000,000	EUR	16,871,612	1.45
BRED EUR ESTR 0% 17/04/2023	7,000,000	EUR	6,992,141	0.60
CA EUR 0% 17/01/2024	35,000,000	EUR	34,017,970	2.92
CA EUR ESTR 0% 26/01/2024	10,500,000	EUR	10,195,794	0.87
HAUTSDEFRANCE 0% 20/04/2023	10,500,000	EUR	10,485,183	0.90
LMA EUR 0% 04/04/2023	4,500,000	EUR	4,498,483	0.39
LMA EUR 0% 05/04/2023	15,000,000	EUR	14,995,223	1.29
LMA EUR 0% 13/04/2023	7,000,000	EUR	6,993,428	0.60
NATIXIS EUR 0% 19/10/2023	5,500,000	EUR	5,501,240	0.47
NATIXIS EUR 0% 08/01/2024	42,000,000	EUR	40,955,039	3.50
RTE EUR 0% 03/04/2023	26,000,000	EUR	25,994,605	2.23
RTE EUR 0% 14/04/2023	5,000,000	EUR	4,995,164	0.43
RTE EUR 0% 20/04/2023	8,000,000	EUR	7,988,769	0.68
RTE EUR 0% 03/05/2023	27,000,000	EUR	26,933,452	2.31
SATELLITE 0% 05/04/2023	10,500,000	EUR	10,495,510	0.90
SG EUR ESTR 0% 23/06/2023	15,000,000	EUR	15,003,828	1.29
SG EUR ESTR 0% 10/07/2023	9,000,000	EUR	9,000,000	0.77
SG EUR ESTR 0% 31/07/2023	25,000,000	EUR	24,733,840	2.12
	小計		427,928,399	36.68
アイルランド				
MATCHPOINT 0% 05/04/2023	3,000,000	EUR	2,998,717	0.26
MATCHPOINT EUR 0% 11/04/2023	12,500,000	EUR	12,489,486	1.07
MATCHPOINT EUR 0% 09/05/2023	7,500,000	EUR	7,476,635	0.64
	小計		22,964,838	1.97
オランダ				
ING BANK 0% 25/01/2024	35,000,000	EUR	34,995,709	3.00
RABOBK EUR 0% 25/07/2023	2,500,000	EUR	2,499,672	0.21
RABOBK EUR ESTR 0% 12/01/2024	15,000,000	EUR	14,996,264	1.29
	小計		52,491,645	4.50
韓国				

SHINHAM BANK 0% 28/04/2023	10,000,000	EUR	9,976,852	0.86
小計			9,976,852	0.86
スウェーデン				
NORDEA 0% 29/06/2023	5,000,000	EUR	5,000,000	0.43
NORDEA EUR 0% 12/02/2024	45,000,000	EUR	45,001,674	3.86
小計			50,001,674	4.29
コマーシャル・ペーパー 合計			663,817,103	56.91
政府短期証券				
フランス				
FRANCE (GOVT) 0% 05/04/2023	10,000,000	EUR	10,000,000	0.86
FRANCE (GOVT) 0% 07/06/2023	67,000,000	EUR	66,681,087	5.71
小計			76,681,087	6.57
政府短期証券 合計			76,681,087	6.57
マネーマーケット商品 合計			907,115,496	77.76

先渡外国為替契約

当ファンドは2023年3月31日現在、以下の先渡外国為替契約を保有しております。

買金額		決済日	売金額		未実現損益 (ユーロ)
EUR	374,364	28/04/2023	JPY	52,944,649	7,375
EUR	640,789	28/04/2023	CHF	632,313	2,929
GBP	908,560	28/04/2023	EUR	1,031,645	1,475
EUR	177,916	28/04/2023	USD	192,173	1,272
CHF	408,801	28/04/2023	EUR	411,155	1,233
GBP	48,348	28/04/2023	EUR	54,871	105
GBP	63,772	28/04/2023	EUR	72,412	103
EUR	9,464	28/04/2023	CHF	9,339	43
USD	6,828	28/04/2023	EUR	6,247	29
CHF	6,165	28/04/2023	EUR	6,201	19
GBP	568	28/04/2023	EUR	645	1
EUR	36,235,075	27/06/2023	JPY	5,088,930,000	771,079
EUR	14,295,311	27/06/2023	JPY	2,008,870,000	295,795
EUR	18,221,887	27/06/2023	USD	19,840,000	46,854
CHF	19,170,000	27/06/2023	EUR	19,368,762	29,102
HUF	26,837,510,000	27/06/2023	EUR	67,480,099	919,990
EUR	129,235,849	27/06/2023	CHF	126,895,000	832,513
EUR	30,135,081	27/06/2023	NOK	341,700,000	133,713
ZAR	70,910,000	27/06/2023	EUR	3,563,535	70,790
PLN	113,390,000	27/06/2023	EUR	23,943,247	42,257
CAD	10,000,000	27/06/2023	EUR	6,758,300	19,772
HUF	1,342,380,000	27/06/2023	EUR	3,408,563	12,727
GBP	9,220,000	27/06/2023	EUR	10,451,332	9,028
CAD	39,160,000	27/06/2023	EUR	26,361,938	180,992
EUR	15,320,528	27/06/2023	SGD	22,030,000	100,955
EUR	5,163,742	27/06/2023	AUD	8,380,000	6,471
EUR	10,954,730	29/06/2023	COP	56,509,100,000	36,696
COP	219,875,450,000	29/06/2023	EUR	42,471,596	10,192
BRL	121,126,000	29/06/2023	EUR	21,017,617	518,099
EUR	9,717,498	29/06/2023	KRW	13,668,050,000	67,166
EUR	51,274,052	29/06/2023	KRW	71,792,390,000	585,005
CLP	17,362,350,000	29/06/2023	EUR	19,833,845	87,007
CLP	11,976,410,000	29/06/2023	EUR	13,614,320	126,924
EUR	39,529,886	30/06/2023	INR	3,548,080,000	191,786
			計		5,109,497

JPY	5,764,525,986	28/04/2023	EUR	41,533,516	1,576,448
CHF	69,606,580	28/04/2023	EUR	70,795,880	578,663
USD	23,453,903	28/04/2023	EUR	21,823,573	264,973
GBP	146,884,329	28/04/2023	EUR	167,086,033	64,559
CHF	1,035,005	28/04/2023	EUR	1,052,689	8,604
JPY	33,493,204	28/04/2023	EUR	233,977	1,818
USD	146,977	28/04/2023	EUR	135,491	391
EUR	1,431,274	28/04/2023	GBP	1,258,854	163
USD	33,000	28/04/2023	EUR	30,422	88
EUR	25,289	28/04/2023	GBP	22,311	80
USD	26,923	28/04/2023	EUR	24,811	64
USD	8,312	28/04/2023	EUR	7,695	55
EUR	96,928	28/04/2023	GBP	85,280	44
GBP	93,112	28/04/2023	EUR	105,918	41
EUR	35,837	28/04/2023	GBP	31,520	4
EUR	914	28/04/2023	GBP	804	-
EUR	17,747,701	27/06/2023	CAD	26,320,000	92,185
EUR	23,672,716	27/06/2023	NZD	41,394,000	50,283
EUR	1,414,604	27/06/2023	ZAR	28,260,000	33,796
SEK	63,690,000	27/06/2023	EUR	5,673,953	22,923
EUR	31,828,592	27/06/2023	MXN	644,210,000	323,569
EUR	31,855,933	27/06/2023	AUD	51,770,000	4,678
NOK	582,631,000	27/06/2023	EUR	51,291,936	136,749
EUR	3,745,030	27/06/2023	JPY	540,000,000	18,150
GBP	16,045,000	27/06/2023	EUR	18,206,617	3,095
EUR	3,141,554	27/06/2023	PLN	14,870,000	3,913
USD	44,860,000	27/06/2023	EUR	41,457,895	362,531
SEK	341,170,000	27/06/2023	EUR	30,447,928	176,898
EUR	3,820,007	30/06/2023	IDR	62,706,560,000	17,994
INR	307,020,000	30/06/2023	EUR	3,415,508	11,531
EUR	83,762,960	30/06/2023	IDR	1,374,298,890,000	352,014
				計	4,106,304

先物取引契約

当ファンドは2023年3月31日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類	建玉数	通貨	時価評価額	満期日 (日/月/年)	未実現損益 (ユーロ)
買 IBEX 35 INDEX	791	EUR	72,815,505	21/04/2023	2,218,447
買 H SHARES CHINA ENTERPRISE IDX	7	HKD	286,695	27/04/2023	12,476
買 FTSE/JSE TOP40	906	ZAR	33,477,606	15/06/2023	549,550
買 S&P INDICES S&P/TSX 60 INDEX	135	CAD	22,210,063	15/06/2023	440,740
買 SPI 200	468	AUD	52,171,995	15/06/2023	1,353,479
買 FTSE 100 INDEX	1,181	GBP	102,739,480	16/06/2023	819,031
買 EUX STOXX	1,456	EUR	45,239,136	16/06/2023	768,950
買 EUREX STOXX 600	11	EUR	568,068	16/06/2023	9,977
買 XAB MATERIALS	110	USD	8,641,953	16/06/2023	204,611
買 XAI EMINI INDUSTRY	142	USD	13,350,444	16/06/2023	265,185
買 XAE ENERGY	347	USD	27,754,890	16/06/2023	441,594
買 FTSE/MIB INDEX	1,132	EUR	151,164,450	16/06/2023	5,234,200
買 WIG20 INDEX	2,707	PLN	20,641,646	16/06/2023	134,146
買 10Y BOND FUTURE KOREA	2,675	KRW	215,339,784	20/06/2023	1,126,234
買 10Y BOND FUTURE CANADA	1,018	CAD	87,129,235	21/06/2023	2,630,440
計					16,209,060
買 BMF BOVESPA INDEX FUT Apr23	1,195	BRL	22,433,748	12/04/2023	1,231,478
売 OMX STOCKHOLH 30 INDEX	(4,067)	SEK	79,974,540	21/04/2023	3,372,792

売	CAC40 10 EURO	(608)	EUR	44,698,640	21/04/2023	1,376,640
売	FTSE TAIWAN INDEX	(51)	USD	2,610,672	27/04/2023	26,522
売	SGX S&P NIFTY INDEX	(559)	USD	17,939,761	27/04/2023	329,519
売	FTSE KLCI	(1,873)	MYR	27,866,669	28/04/2023	484,766
売	EURO BOBL	(79)	EUR	9,306,595	08/06/2023	203,425
売	EURO BUND	(909)	EUR	123,328,575	08/06/2023	3,749,625
売	EURO SCHATZ	(432)	EUR	45,657,000	08/06/2023	463,320
売	KOREA KOSPI 2 INDEX	(13)	KRW	743,856	08/06/2023	3,619
売	TOPIX INDEX (TOKYO)	(622)	JPY	86,732,047	08/06/2023	1,106,327
買	10Y BOND FUTURE AUSTRALIA	154	AUD	11,672,980	15/06/2023	2,277
売	CME S&P500 EMINI FUT	(198)	USD	37,416,022	16/06/2023	1,691,021
売	DAX MINI	(78)	EUR	30,835,350	16/06/2023	1,133,638
売	MEXICO BOLSA INDEX	(571)	MXN	15,958,912	16/06/2023	411,798
売	SWISS MARKET INDEX	(648)	CHF	71,846,138	16/06/2023	3,762,733
売	S&P 500 EMINI INDEX	(97)	USD	6,773,684	16/06/2023	602,530
売	EUREX STOXX 600	(1,431)	EUR	29,006,903	16/06/2023	1,359,687
売	EUX STOXX	(4)	EUR	6,887,837	16/06/2023	1,725,241
売	XAF FINANCIAL	(18)	USD	1,645,278	16/06/2023	1,944
売	XAV HEALTH CARE	(12)	USD	1,450,228	16/06/2023	17,286
売	XAP CONS STAPLES	(102)	USD	7,098,550	16/06/2023	350,914
売	XAU UTILITIES	(369)	USD	23,202,389	16/06/2023	528,358
売	XAK TECHNOLOGY	(34)	USD	4,752,708	16/06/2023	426,232
売	XAY CONS DISCRET	(105)	USD	14,557,642	16/06/2023	877,077
売	US 10yr ULTRA	(166)	USD	18,447,150	21/06/2023	661,731
売	LONG GILT	(447)	GBP	52,552,775	28/06/2023	1,068,773
売	THAI SET 50 INDEX	(5,083)	THB	26,497,818	29/06/2023	175,676
計						27,144,949

金利スワップ取引契約

当ファンドは2023年3月31日現在、以下の金利スワップ取引契約を保有しております。

取引先	通貨	決済日	支払いレート	受取りレート	契約数	想定元本額	未実現損益 (ユーロ)
HSBC, LONDON	SEK	19/05/2032	2.511%	Floating (STIBOR Index)	5,020,579,398	445,640,000	1,134,235
HSBC, LONDON	SEK	01/09/2032	2.850%	Floating (STIB3M Index)	3,873,024,751	343,780,000	82,243
HSBC, LONDON	CHF	16/06/2032	Floating (SARON Index)	1.900%	36,723,462	37,000,000	395,476
HSBC, LONDON	CHF	22/09/2032	Floating (SARON Index)	2.040%	23,373,987	23,550,000	416,698
HSBC, LONDON	NZD	10/02/2033	4.250%	Floating (NFIX3FRA Index)	61,316,308	35,310,000	55,817
HSBC, LONDON	SEK	16/02/2033	2.868%	Floating (STIB3M Index)	3,116,287,352	276,610,000	6,431
HSBC, LONDON	NOK	09/03/2033	Floating (NIBOR Index)	3.365%	2,438,981,284	214,350,000	421,033
						合計	2,511,933
HSBC, LONDON	CHF	28/07/2032	Floating (SARON Index)	1.298%	27,016,558	27,220,000	1,309,691
HSBC, LONDON	SEK	06/10/2032	2.934%	Floating (STIBOR Index)	2,613,260,937	231,960,000	106,645
CREDIT	EUR	25/04/2023	2.015%	Floating	77,000,000	77,000,000	7,331

AGRICOLE CORPORATE & INVESTMENT BANK				(ESTR Index)			
HSBC, LONDON	NZD	03/02/2033	4.285%	Floating (NFIX3FRA Index)	90,246,636	51,970,000	2,931
HSBC, LONDON	SEK	24/02/2033	3.215%	Floating (STIB3M Index)	2,615,626,697	232,170,000	599,822
HSBC, LONDON	NZD	27/02/2033	4.725%	Floating (NFIX3FRA Index)	84,724,520	48,790,000	983,566
HSBC, LONDON	NOK	09/03/2033	3.365%	Floating (NIBOR Index)	2,438,981,333	214,350,000	375,612
HSBC, LONDON	SEK	09/03/2033	3.188%	Floating (STIB3M Index)	1,873,873,223	166,330,000	402,023
CREDIT AGRICOLE CORPORATE & INVESTMENT BANK	EUR	13/09/2023	3.419%	Floating (ESTR Index)	58,000,000	58,000,000	85,567
HSBC, LONDON	CHF	08/12/2032	Floating (SARON Index)	1.498%	44,832,399	45,170,000	1,623,684
HSBC, LONDON	CHF	20/01/2033	Floating (SARON Index)	1.489%	13,815,962	13,920,000	529,881
						合計	6,026,753

証拠金

当ファンドは2023年3月31日現在、以下の証拠金を保有しております。

取引先(契約先)	種類	通貨	証拠金残高
Barclays Bank, Plc	Forward Exchange Contracts	EUR	410,000
BNP Paribas, New York	Forward Exchange Contracts	EUR	2,000,000
Credit Agricole	Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	EUR	6,020,000
HSBC Bank, London	Futures, Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	EUR	9,378,467
HSBC Bank, London	Futures, Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	EUR	2,780,529
HSBC Bank, London	Futures, Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	EUR	446,828
HSBC Bank, London	Futures, Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	EUR	2,066,161
HSBC Bank, London	Futures, Interest Rate Swaps, Forward Exchange Contracts	EUR	7,953,068
Merrill Lynch International	Forward Exchange Contracts	EUR	4,680,000
Royal Bank of Canada, London	Forward Exchange Contracts	EUR	640,000
Société Générale, Paris	Futures, Forward Exchange Contracts	EUR	1,020,000
UBS	Forward Exchange Contracts	EUR	873,039

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - マルチアセット・スタイルファクターズ - クラスXCHJPY」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2023年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2023年10月10日現在の口数(クラスXCHJPY)	3,365.000
一口当たり純資産額(クラスXCHJPY)	JPY 9,763.546

上記の一口当たり情報は、2023年10月10日現在における「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - マルチアセット・スタイルファクターズ - クラスXCHJPY」の状況です。

なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

以下は「HSBC オルタナティブ・バランス・ファンド」が投資対象とする「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - ユーロ・ボンド - クラスXCHJPY」を含む全てのクラスを合算した内容です。

ファンドはユーロ建てのルクセンブルク籍の証券投資法人であり、2023年3月31日に会計年度を終了しております。添付財務諸表はルクセンブルクの諸法規に準拠して作成されており、独立の監査人による財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「附属明細表」及び「財務諸表に対する注記」は、HSBCインベストメント・ファンズ(ルクセンブルク)エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

また、開示対象ファンドの中間決算日におけるクラスXCHJPYの一口当たり情報につきましては(3)一口当たり情報に記載しております。

(1) 純資産計算書

科目	対象年月日	(2023年3月31日現在)
		金額(ユーロ)
資産		
有価証券時価評価額		55,519,644
有価証券(取得価額)		65,477,979
投資にかかる評価損益		9,958,335
銀行預金		566,059

配当および未収利息	573,521
未収金	567,629
設定にかかる未収金	7,957
資産計	57,234,810
負債	
先渡外国為替取引にかかる評価損	233
当座借越	101,176
未払金	30,000
解約・分配にかかる未払金	6,145
その他負債	21,888
負債計	159,442
純資産額	57,075,368
2023年3月31日現在の口数(クラスXCHJPY)	103.166
一口当たり純資産額(クラスXCHJPY)	56.97

(2) 附属明細表

種類 / 国・地域 / 銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (ユーロ)	投資比率 (%)
取引所で取引される譲渡可能有価証券				
債券				
オーストラリア				
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA 1.936% VRN 03/10/2029	300,000	EUR	287,109	0.50
	小計		287,109	0.50
オーストリア				
AUSTRIA (GOVT) 2.4% 23/05/2034	850,000	EUR	804,098	1.41
	小計		804,098	1.41
ベルギー				
BELGIUM (GOVT) 1.7% 22/06/2050	300,000	EUR	214,522	0.38
BELGIUM (GOVT) 1.90% 22/06/2038	900,000	EUR	759,677	1.33
BELGIUM (GOVT) 2.6% 22/06/2024	1,500,000	EUR	1,495,022	2.62
EUROPEAN UNION 0.125% 10/06/2035	1,200,000	EUR	844,433	1.48
KBC GROUP 0.25% VRN 01/03/2027	200,000	EUR	179,197	0.31
	小計		3,492,851	6.12
カナダ				
CANADA (GOVT) 1.875% 21/05/2024	600,000	EUR	589,118	1.03
	小計		589,118	1.03
デンマーク				
ORSTED 1.5% 26/11/2029	400,000	EUR	353,255	0.62
ORSTED 2.25% 14/06/2028	581,000	EUR	547,939	0.96
	小計		901,194	1.58
フランス				
AGENCE FRANCAISE DE DEVELOPPEMENT 0.50% 31/10/2025	1,000,000	EUR	935,678	1.64
AXA 3.941% VRN PERP	500,000	EUR	486,264	0.85
AXA HOME 0.01% 16/10/2029	2,000,000	EUR	1,631,142	2.86
BNP PARIBAS 1% 17/04/2024	600,000	EUR	583,659	1.02
DANONE 1% VRN PERP	300,000	EUR	258,483	0.45
EDENRED 1.875% 06/03/2026	700,000	EUR	668,962	1.17
ENGIE 1.5% VRN PERP	400,000	EUR	323,956	0.57
FRANCE (GOVT) 0.75% 25/05/2053	400,000	EUR	212,863	0.37
FRANCE (GOVT) 1.5% 25/05/2031	1,800,000	EUR	1,648,241	2.89
FRANCE (GOVT) 4.75% 25/04/2035	2,200,000	EUR	2,586,782	4.54
ICADE SANTE 0.875% 04/11/2029	300,000	EUR	237,514	0.42
KLEPIERRE 0.625% 01/07/2030	600,000	EUR	456,613	0.80

LA BANQUE POSTALE 1.375% 24/04/2029	200,000	EUR	170,531	0.30
ORANGE 1.75% VRN PERP	500,000	EUR	445,464	0.78
RCI BANQUE 1.625% 26/05/2026	350,000	EUR	322,057	0.56
REGIE AUTONOME DES TRANSPORTS 0.35% 20/06/2029	400,000	EUR	339,227	0.59
RTE RESEAU DE TRANSPORT 1.625% 27/11/2025	400,000	EUR	382,303	0.67
SAGESS 2.625% 06/03/2025	600,000	EUR	593,649	1.04
SOCIETE GENERALE 0.75% 25/01/2027	400,000	EUR	351,473	0.62
TOTAL 1.625% VRN PERP	418,000	EUR	346,927	0.61
TOTAL 2.625% VRN 29/12/2049	300,000	EUR	284,907	0.50
UNIBAIL RODAMCO 2.25% 14/05/2038	400,000	EUR	285,099	0.50
小計			13,551,794	23.75
ドイツ				
DAIMLER 0.75% 10/09/2030	600,000	EUR	499,980	0.88
DEUTSCHE BOERSE 1.25% VRN 16/06/2047	200,000	EUR	175,211	0.31
EON 0.375% 29/09/2027	700,000	EUR	617,783	1.08
GERMANY (GOVT) 0% 15/08/2050	1,650,000	EUR	894,149	1.57
GERMANY (GOVT) 2.5% 15/08/2046	600,000	EUR	615,628	1.08
KFW 0.625% 07/01/2028	1,800,000	EUR	1,623,618	2.83
KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 0.01% 5/5/2027	1,800,000	EUR	1,601,938	2.81
KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 0.875% 4/7/2039	100,000	EUR	71,745	0.13
MERCK 1.625% VRN 09/09/2080	600,000	EUR	531,911	0.93
TALANX 2.25% VRN 05/12/2047	300,000	EUR	259,571	0.45
小計			6,891,534	12.07
英国				
BP CAPITAL MARKETS 3.625% VRN PERP	250,000	EUR	218,403	0.38
NATIONAL GRID 0.75% 01/09/2033	600,000	EUR	431,381	0.76
小計			649,784	1.14
アイルランド				
IRELAND (GOVT) 0.2% 15/05/2027	600,000	EUR	543,827	0.95
小計			543,827	0.95
イタリア				
ASSICURAZIONI GENERALI 5.5% VRN 27/10/2047	500,000	EUR	500,719	0.88
BUONI POLIENNALI 1.5% 01/06/2025	3,400,000	EUR	3,275,423	5.74
INTESA SANPAOLO 0.75% 04/12/2024	250,000	EUR	237,794	0.42
ITALY (GOVT) 1.35% 01/04/2030	1,000,000	EUR	851,933	1.49
ITALY (GOVT) 1.6% 01/06/2026	700,000	EUR	663,400	1.16
ITALY (GOVT) 2.95% 01/09/2038	400,000	EUR	340,665	0.60
ITALY (GOVT) 4.5% 01/03/2026	500,000	EUR	515,756	0.90
ITALY (GOVT) 5% 01/09/2040	950,000	EUR	1,025,042	1.80
ITALY (GOVT) 6% 01/05/2031	850,000	EUR	977,643	1.71
ITALY (GOVT) 6.5% 01/11/2027	500,000	EUR	564,284	0.99
小計			8,952,659	15.69
ルクセンブルク				
DH EUROPE FINANCE 0.45% 18/03/2028	700,000	EUR	605,996	1.06
EUROPEAN INVESTMENT BANK 1% 14/03/2031	500,000	EUR	431,817	0.76
EUROPEAN INVESTMENT BANK 2.75% 15/09/2025	700,000	EUR	695,472	1.22
EUROPEAN INVESTMENT BANK 4% 15/04/2030	540,000	EUR	576,868	1.01
LUXEMBOURG (GOVT) 0% 28/04/2030	1,400,000	EUR	1,145,112	2.00
小計			3,455,265	6.05
オランダ				
ASR NEDERLAND 5.125 VRN 29/09/2045	300,000	EUR	295,017	0.52
BMW FINANCE 0.375% 24/09/2027	600,000	EUR	535,421	0.94
ENEL FINANCE INTERNATIONAL 1.125% 16/09/2026	200,000	EUR	186,960	0.33
ING GROEP FRN 1% 13/11/2030	600,000	EUR	536,729	0.94
NETHERLANDS (GOVT) 4% 15/01/2037	850,000	EUR	971,823	1.69

SIEMENS FINANCIERINGSMAATSCHAPPI 1% 25/02/2030	300,000	EUR	257,494	0.45
FINANCIERINGSMAATSCHAPPI 1.25% 28/02/2031	200,000	EUR	171,295	0.30
SWISS LIFE 4.5% VRN PERP	600,000	EUR	568,113	1.00
TENNET HOLDING 1.5% 03/06/2039	700,000	EUR	540,905	0.95
小計			4,063,757	7.12
ノルウェー				
DNB BOLIGKREDITT 0.625% 19/06/2025	400,000	EUR	376,933	0.66
TELENOR 1.125% 31/05/2029	550,000	EUR	473,896	0.83
小計			850,829	1.49
ポルトガル				
PORTUGAL (GOVT) 1.95% 15/06/2029	600,000	EUR	571,766	1.00
小計			571,766	1.00
スペイン				
RED ELECTRICA FINANCIACIONES 0.5% 24/05/2033	1,000,000	EUR	776,944	1.36
SPAIN (GOVT) 1.4% 30/04/2028	500,000	EUR	463,932	0.81
SPAIN (GOVT) 1.85% 30/07/2035	1,050,000	EUR	883,518	1.55
SPAIN (GOVT) 2.9% 31/10/2046	750,000	EUR	656,935	1.15
SPAIN (GOVT) 4.9% 30/07/2040	600,000	EUR	695,158	1.22
小計			3,476,487	6.09
米国				
COLGATEPALMOLIVE 0.875% 12/11/2039	400,000	EUR	275,934	0.48
INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION 0.25% 10/1/2050	300,000	EUR	143,933	0.25
INTL BANK FOR RECON AND DEV 0.5% 16/04/2030	500,000	EUR	421,939	0.75
小計			841,806	1.48
債券 合計			49,923,878	87.47
取引所で取引される譲渡可能有価証券 合計			49,923,878	87.47
取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券				
債券				
ベルギー				
BELGIUM (GOVT) 1% 22/06/2031	350,000	EUR	303,765	0.53
小計			303,765	0.53
カナダ				
CPPIB CAPITAL 0.25% 18/01/2041	915,000	EUR	526,464	0.92
CPPIB CAPITAL 0.875% 06/02/2029	600,000	EUR	525,468	0.92
小計			1,051,932	1.84
フランス				
BPCE 4.625% 18/07/2023	200,000	EUR	200,459	0.35
小計			200,459	0.35
アイルランド				
ZURICH FINANCE IRELAND 1.875% VRN 17/09/2050	200,000	EUR	157,821	0.28
小計			157,821	0.28
ルクセンブルク				
EUROPEAN INVESTMENT BANK 0.125% 15/04/2025	1,100,000	EUR	1,037,248	1.82
EUROPEAN STABILITY MECHANISM0.75% 5/9/2028	500,000	EUR	445,872	0.78
小計			1,483,120	2.60
オランダ				
COOPERATIEVE RABOBANK 0.25% 30/10/2026	700,000	EUR	628,567	1.10
IBERDROLA INTERNATIONAL 1.45% VRN PERP	300,000	EUR	256,095	0.45
IBERDROLA INTERNATIONAL 2.25% VRN PERP	600,000	EUR	490,253	0.86
SWISS REINSURANCE 2.6% VRN PERP	600,000	EUR	548,176	0.96
小計			1,923,091	3.37
スペイン				
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA 0.75% 04/06/2025	200,000	EUR	188,214	0.33

小計

475,578

0.83

債券 合計

5,595,766

9.80

取引所以外の規制市場で取引される譲渡可能有価証券 合計

5,595,766

9.80

先渡外国為替契約

当ファンドは2023年3月31日現在、以下の先渡外国為替契約を保有しております。

買金額		決済日	売金額		未実現損益(ユーロ)
EUR	36	28/04/2023	JPY	5,104	-
JPY	854,702	28/04/2023	EUR	6,158	233
				計	233

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルクにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の取引所に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。

それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会が予想可能な売却価格をもとに決定しております。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - ユーロ・ボンド - クラスXCHJPY」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、2023年3月31日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジメントフィー

マネジメントフィーは純資産額に各シェアクラス毎に定められた料率をもとに計算されています。また、マネジメントフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カस्टディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、各シェアクラス毎に定められた料率を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 一口当たり情報

2023年10月10日現在の口数(クラスXCHJPY)	103.166
一口当たり純資産額(クラスXCHJPY)	JPY 7,950.238

上記の一口当たり情報は、2023年10月10日現在における「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド - ユーロ・ボンド - クラスXCHJPY」の状況です。

なお、口数は開示対象ファンドが保有する口数です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年10月31日現在

資産総額	34,752,162 円
負債総額	20,952 円
純資産総額 (-)	34,731,210 円
発行済口数	36,879,985 口
1口当たり純資産額 (/)	0.9417 円
(1万口当たり純資産額)	(9,417 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、当ファンドの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	495百万円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	2,100株
直近5ヶ年における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中から代表取締役1名以上を選任します。

投資運用の意思決定機構

経営委員会の下部委員会として、運用本部、代表取締役、業務本部、商品企画本部、コンプライアンス部、リスク管理責任部署の代表者を主要メンバーとする「運用委員会」において、各ファンドのストラテジー、パフォーマンスおよびリスク、再委託ファンドにかかる左記事項等を協議します。

運用委員会の方針に基づいて運用本部が運用の指図を行います。

なお、運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託すること、あるいは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。その場合には運用本部が委託状況をモニタリングします。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。

2023年10月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	43	711,141百万円
単位型株式投資信託	3	17,913百万円
合計	46	729,055百万円

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）の中間財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（４）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年3月3日

HSBCアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBCアセットマネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBCアセットマネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	※2	2,208,478	1,872,405
前払費用		18,098	12,065
未収入金		28,578	21,657
未収委託者報酬		1,700,876	1,493,102
未収運用受託報酬		73,265	76,907
未収収益		114,876	133,598
未収還付法人税等		-	48,618
流動資産合計		4,144,174	3,658,355
固定資産			
有形固定資産 ※1			
建物附属設備		1,307	-
器具備品		191	24
有形固定資産合計		1,498	24
無形固定資産			
ソフトウェア		2,741	4,441
無形固定資産合計		2,741	4,441
投資その他の資産			
敷金		34,632	34,432
繰延税金資産		166,885	185,743
投資その他の資産合計		201,518	220,176
固定資産合計		205,758	224,642
資産合計		4,349,932	3,882,997
負債の部			
流動負債			
未払金		759,742	665,231
未払費用	※2	1,106,263	977,866
関係会社短期借入金	※2	24,415	50,700
未払消費税等		102,720	13,231
未払法人税等		122,398	-
賞与引当金		219,690	218,338
流動負債合計		2,335,231	1,925,369
負債合計		2,335,231	1,925,369
純資産の部			
株主資本			
資本金		495,000	495,000
利益剰余金			
利益準備金		123,750	123,750
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,395,951	1,338,878
利益剰余金合計		1,519,701	1,462,628
株主資本合計		2,014,701	1,957,628
純資産合計		2,014,701	1,957,628
負債・純資産合計		4,349,932	3,882,997

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,181,425	5,704,940
業務受託報酬	511,973	364,328
運用受託報酬	91,406	94,654
営業収益計	6,784,805	6,163,924
営業費用		
支払手数料	2,610,513	2,386,382
広告宣伝費	49,229	43,108
調査費		
調査費	71,941	75,084
委託調査費	1,448,127	1,415,203
調査費計	1,520,069	1,490,287
委託計算費	147,568	147,327
営業雑費		
通信費	4,823	4,406
印刷費	31,138	25,829
協会費	9,183	8,506
諸会費	288	29
営業雑費計	45,435	38,772
営業費用計	4,372,815	4,105,878
一般管理費		
給料		
役員報酬	72,612	64,196
給料・手当	724,292	730,942
退職金	-	39,181
賞与引当金繰入額	225,864	217,191
給料計	1,022,770	1,051,511
交際費	267	764
旅費交通費	1,179	4,913
租税公課	17,925	13,121
不動産賃借料	101,361	78,116
固定資産減価償却費	909	1,433
弁護士費用等	41,713	29,838
事務委託費	840,832	856,188
保険料	5,080	6,671
諸経費	66,135	78,055
一般管理費計	2,098,174	2,120,616
営業利益又は営業損失 (△)	313,815	△62,570
営業外収益		
雑収入	218	-
営業外収益計	218	-
営業外費用		
支払利息	482	2,231
為替差損	7,304	4,143
営業外費用計	7,786	6,374
経常利益又は経常損失 (△)	306,247	△68,944
特別損失		
固定資産除却損	-	1,341

特別損失計	-	1,341
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	306,247	△70,285
法人税、住民税及び事業税	115,665	5,645
法人税等調整額	△12,316	△18,857
当期純利益又は当期純損失 (△)	202,898	△57,073

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	123,750	1,193,052	1,316,802	1,811,802	1,811,802
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	202,898	202,898	202,898	202,898
当期変動額合計	-	-	202,898	202,898	202,898	202,898
当期末残高	495,000	123,750	1,395,951	1,519,701	2,014,701	2,014,701

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	495,000	123,750	1,395,951	1,519,701	2,014,701	2,014,701
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純損失 (△)	-	-	△57,073	△57,073	△57,073	△57,073
当期変動額合計	-	-	△57,073	△57,073	△57,073	△57,073
当期末残高	495,000	123,750	1,338,878	1,462,628	1,957,628	1,957,628

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産除く)

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 5～15年

器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産 (リース資産除く)

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ソフトウェア 5年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、及び業務受託報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、確定した報酬を顧問口座によって受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 業務受託報酬

当社の関係会社から受け取る業務受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき認識されます。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、当社が関係会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当該変更による影響は軽微であります。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該変更による財務諸表に与える影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

当事業年度の財務諸表等の作成に際して行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。

	前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)	
建物附属設備	39,099	千円	-	千円
器具備品	10,825	千円	562	千円

※2 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りです。

	前事業年度 (2021年12月31日)		当事業年度 (2022年12月31日)	
現金及び預金	1,578,802	千円	1,170,684	千円
未払費用	109,907	千円	135,127	千円
関係会社短期借入金	24,415	千円	50,700	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	—	—	2,100

2. 自己株式に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

両事業年度とも該当事項はありません。

（リース取引関係）

両事業年度とも該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となっております。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日時点における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,208,478	2,208,478	—
(2) 未収委託者報酬	1,700,876	1,700,876	—
(3) 未収運用受託報酬	73,265	73,265	—
(4) 未収収益	114,876	114,876	—
(5) 未収入金	28,578	28,578	—
資産計	4,126,075	4,126,075	—
(1) 未払金	759,742	759,742	—
(2) 未払費用	1,106,263	1,106,263	—
(3) 関係会社短期借入金	24,415	24,415	—
(4) 未払法人税等	122,398	122,398	—
負債計	2,012,820	2,012,820	—

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益、(5) 未収入金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 関係会社短期借入金、(4) 未払法人税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の決算日後の償却予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	2,208,478	—
未収委託者報酬	1,700,876	—
未収運用受託報酬	73,265	—
未収収益	114,876	—
未収入金	28,578	—
合計	4,126,075	—

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づき、資産の安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定している投資信託から受領する未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、一般債権とは異なり、信用リスクは限定的と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて債権発生後1年以内となっております。海外のグループ会社に対する未収収益は、関係会社ごとに期日管理及び残高管理をしております。また、営業債務である未払金、未払費用は、債務発生後1年以内の支払期日となって

おります。関係会社短期借入金は、直接親会社からの当座借越であり、すべて短期間で決済されます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である海外のグループ会社に対する未収収益は、担当部署が関係会社ごとに決済期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高管理を行い、原則翌月中に決算が行われることにより、リスクは限定的であると判断しております。また、金利変動によるリスクは、関係会社からの借入金はあるものの、すべて短期間で決済されることから僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

金銭債権の決算日後の償却予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	1,872,405	—
未収委託者報酬	1,493,102	—
未収運用受託報酬	76,907	—
未収収益	133,598	—
未収入金	21,657	—
合計	3,597,671	—

3. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(退職給付関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(持分法損益等)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

両事業年度とも、該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記「セグメント情報等」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

両事業年度とも、当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) (単位: 千円)

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	6,181,425	511,973	91,406	6,784,805

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) (単位: 千円)

	委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
外部顧客への売上高	5,704,940	364,328	94,654	6,163,924

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) (単位: 千円)

日本	その他	合計
6,192,836	591,970	6,784,805

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) (単位: 千円)

日本	その他	合計
5,657,042	506,881	6,163,924

② 有形固定資産

両事業年度とも、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の全ての金額です。そのため地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

両事業年度とも、対象となる外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

両事業年度とも、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	39,929 千円	38,844 千円
未払費用否認	52,502 千円	78,856 千円
賞与引当金否認	67,269 千円	66,855 千円
未払事業税等	7,185 千円	1,188 千円
繰延税金資産の合計	166,885 千円	185,743 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	—
住民税均等割	0.2 %	—
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.9 %	—
その他	△0.0 %	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.7 %	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行使 等の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited *4	香港	116,102百万 香港ドル 7,198百万 米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・ 資金の調達・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入	※	現金及び 預金	1,578,802
							*2 資金の借入	※	関係会社短期 借入金	24,415
							*3 事務委託等	627,516	未払費用	109,907

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行使 等の被所有 者割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited *4	香港	123,948百万 香港ドル 7,198百万 米ドル	銀行業	直接100%	資金の預金・ 資金の調達・ 事務委託・ 役員の兼任	*1 資金の預入	※	現金及び 預金	1,170,684
							*2 資金の借入	※	関係会社短期 借入金	50,700
							*3 事務委託等	622,585	未払費用	135,127

上記金額のうち、人件費など一部の取引金額には消費税が含まれておりませんが、その他の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 短期借入金はすべて当座借越となっております。

*3 当該会社とのコスト・アロケーション・ポリシーに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該会社との取引は、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited の東京支店に対するものです。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	166,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	154,900	未払費用	122,057
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*4 業務受託報酬	60,552	未収収益	14,782
							*1 支払投資 運用報酬	493,639	未払費用	282,966
							*2 事務委託	40,861		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス グループ ヴォア	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	339,740	未収収益	82,994
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	462,944	未払費用	361,385
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託等	人件費・事務所 賃借料等	1,148,883		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨ ーク	1,002 米ドル	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	440,240	未払費用	195,989
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Services Limited	英国 ロンドン	14 米ドル	持株会 社	なし	事務委託等	*2 事務委託	13,673		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセル ドルフ	2,600千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用契約・ 業務委託契約	*4 業務受託報酬	32,376		
							*1 支払投資 運用報酬	19,112		

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Limited	英国 ロンドン	166,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	*2 事務委託	168,049	未払費用	87,384
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用契約・ 業務委託契約・ 役員の兼任	*4 業務受託報酬	8,080	未収収益	10,010
							*1 支払投資 運用報酬	475,469	未払費用	277,695
							*2 事務委託	50,242		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス グループ ヴォア	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	業務委託契約	*4 業務受託報酬	256,610	未収収益	79,365
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	178,103千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資 運用報酬	415,134	未払費用	204,140

同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *3	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託等	人件費・事務所賃借料等	1,268,513	未払費用	43,671
									敷金	34,632
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,002 米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	415,109	未払費用	173,659
同一の親会社を持つ会社	HSBC Electronic Data Processing India Private Limited	インド ハイデラバード	3,554,678千 インドルピー	サービス業	なし	事務委託等	*2 事務委託	12,958		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ デュッセルドルフ	2,600千 ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約・ 業務委託契約	*4 業務受託報酬	31,531		
							*1 支払投資運用報酬	19,516	未払費用	17,328

上記金額のうち、一部の取引金額及び期末残高には消費税が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社との取引は、HSBC Services Japan Limited の東京支店に対するものです。
- *4 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	959,381.59円	932,203.82円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	96,618.33円	△27,177.77円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	202,898	△57,073
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	202,898	△57,073
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月1日

HSBCアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBCアセットマネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、HSBCアセットマネジメント株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末
(2023年6月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,759,026
前払費用		3,145
未収入金		19,193
未収委託者報酬		1,514,012
未収運用受託報酬		26,572
未収収益		176,733
流動資産合計		3,498,684
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		3,791
無形固定資産合計		3,791
投資その他の資産		
敷金		33,162
繰延税金資産		179,364
投資その他の資産合計		212,526
固定資産合計		216,317
資産合計		3,715,002
負債の部		
流動負債		
預り金		417
未払金		685,949
未払費用		893,159
関係会社短期借入金	*1	47,799
未払消費税等	*2	32,840
未払法人税等		8,041
賞与引当金		112,652
流動負債合計		1,780,860
負債合計		1,780,860
純資産の部		
株主資本		
資本金		495,000
利益剰余金		
利益準備金		123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,315,391
利益剰余金合計		1,439,141
株主資本合計		1,934,141
純資産合計		1,934,141
負債・純資産合計		3,715,002

当中間会計期間
(自 2023年1月 1日
至 2023年6月30日)

営業収益		
委託者報酬		2,799,554
業務受託報酬		170,902
運用受託報酬		45,811
営業収益計		3,016,268
営業費用		
支払手数料		1,181,508
広告宣伝費		5,550
調査費		
調査費		35,224
委託調査費		693,152
調査費計		728,376
委託計算費		71,659
営業雑費		
通信費		2,304
印刷費		14,073
協会費		4,870
諸会費		36
営業雑費計		21,284
営業費用計		2,008,379
一般管理費		
給料		
役員報酬		31,156
給料・手当		375,875
退職金		6,186
賞与引当金繰入額		91,404
給料計		504,623
交際費		799
旅費交通費		6,181
租税公課		8,085
不動産賃借料		27,921
固定資産減価償却費	*1	649
弁護士費用等		17,952
事務委託費		410,616
保険料		4,115
諸経費		39,039
一般管理費計		1,019,985
営業損失		△12,096
営業外収益		
受取利息		3
雑収入		308
営業外収益計		311
営業外費用		
支払利息		1,960
為替差損		2,882

雑損失	40
営業外費用計	4,882
経常損失	△16,667
特別損失	
固定資産除却損	24
特別損失計	24
税引前中間純損失	△16,692
法人税、住民税及び事業税	415
法人税等調整額	6,379
中間純損失	△23,486

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	123,750	1,338,878	1,462,628	1,957,628	1,957,628
当中間期変動額						
中間純損失	-	-	△23,486	△23,486	△23,486	△23,486
当中間期変動額合計	-	-	△23,486	△23,486	△23,486	△23,486
当中間期末残高	495,000	123,750	1,315,391	1,439,141	1,934,141	1,934,141

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

 器具備品 3～5年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。

 ソフトウェア 5年

2 引当金の計上基準

賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、及び業務受託報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 業務受託報酬

当社の関係会社から受け取る業務受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき認識されます。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、当社が関係会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2023年6月30日現在)	
※1	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は531,060千円であります。
※2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
※1	減価償却実施額は以下の通りです。 無形固定資産 649千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式 (株)	2,100	—	—	2,100

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価等のレベルごとの内訳等に関する事項

前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、注記「セグメント情報等」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

外部顧客への売上高 (単位：千円)

委託者報酬	業務受託報酬	運用受託報酬	合計
2,799,554	170,902	45,811	3,016,268

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益 (単位：千円)

日本	その他	合計
2,779,618	236,650	3,016,268

② 有形固定資産

保有している有形固定資産はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない営業収益については、判定対象から除いております。

(一株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)	
1株当たり純資産額	921,019.78円
1株当たり中間純損失金額	△11,184.04円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りです。

	当中間会計期間 (自 2023年1月 1日 至 2023年6月30日)
中間純損失 (△) (千円)	△23,486
普通株式に係る中間純損失 (△) (千円)	△23,486
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

HSBCオルタナティブ・バランス・ファンド

約 款

HSBCアセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
H S B C オルタナティブ・バランス・ファンド
- 運用の基本方針 -

信託約款第19条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主に、世界（日本を含む）の株式、債券、通貨の指数先物等に投資します。運用にあたっては、バリュー、モメンタム、キャリーの3つの市場収益特性（スタイルファクター）に注目し、資産の買建て（ロング）および売建て（ショート）を行う複数のロング・ショート戦略を用いて運用を行うことにより、特定の市場に左右されにくい絶対収益を追求する別に定める投資信託証券に投資します。

欧州の投資適格債券等を投資対象とする別に定める投資信託証券に投資します。当該投資信託証券の組入れは低位とします。

投資対象とする投資信託証券は、委託者の判断により、適宜見直しを行うことがあります。

当初設定時および償還準備に入った際、大量の設定または解約による資金動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。デリバティブの直接利用は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎年4月10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
H S B C オルタナティブ・バランス・ファンド
約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、H S B C アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 U F J 信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条および第22条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2030年4月10日までとします。ただし、この信託期間中に第39条第1項および第2項、第40条第1項、第41条第1項ならびに第43条第2項に掲げる事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第3条の規定による受益権について100億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。))の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。))および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。))の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益

者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 指定販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が定める単位をもって、取得の申込に応じるものとします。ただし、指定販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。なお、取得申込日が別に定める日に当たる場合には、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除き、受益権の取得申込には応じないものとします。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、第4項に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託者が合理的に判断する場合、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるも

のをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

2. 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産

イ.為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

4. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委

託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で、第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の

立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めず。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、原則として毎年4月11日から翌年4月10日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2021年4月12日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

以下の諸費用(以下「その他諸費用」といいます。)および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度にかかる手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. この信託の受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託者は、前項に定めるその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項においてその他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

第3項においてその他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の78の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第34条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)

は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第35条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金(第37条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしてします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしてします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしてします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については前条第1項に規定する支払い開始日の前日までおよび前条第2項に規定する交付開始日まで、償還金については前条第3項に規定する支払開始日まで、一部解約金については前条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が別に定める日に当たる場合には、一部解約の実行の請求の受付は行いません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額としてします。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

前各項の規定にかかわらず、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託者が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この投資信託において、その主要投資対象とする投資信託証券が国内規制上の要件に適合しないこととなる場合、または存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第44条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託

者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任できないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第45条 この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第46条 委託者は、信託期間の満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

www.assetmanagement.hsbc.co.jp

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2020年3月24日

委託者 H S B C アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

付 表

別に定める投資信託証券

運用の基本方針(2) および信託約款第17条第1項の「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

・ルクセンブルグ籍証券投資法人

H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - マルチアセット・スタイルファクターズ - クラスXCHJPY (円建て/ヘッジあり)

運用の基本方針(2) および信託約款第17条第1項の「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

・ルクセンブルグ籍証券投資法人

H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - ユーロ・ボンド - クラスXCHJPY (円建て/ヘッジあり)

別に定める日

信託約款第13条第1項および第37条第1項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。

・パリの証券取引所の休場日または銀行休業日

・ニューヨークの証券取引所の休場日または銀行休業日

・ルクセンブルグの証券取引所の休場日または銀行休業日

・シカゴ商品取引所、ユーレックス取引所、ユーロネクスト、ロンドン国際金融先物取引所の休場日